



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



大会議案特集号

なる強化・発展のために、たたかひの成果と反省点を議論しなければなりません。
以下、2021年度の主なたたかひの経過と総括について提起します。(詳細は別冊の「一般活動報告書」に収録しております。)

II. 2021年秋年末闘争

- 1. たたかひの経過
(中央委員会で確認済みの為省略)

2. たたかひの総括

- (1) 労働条件引き上げのたたかひ
冬季一時金闘争では、第92回定期全国大会で確認した方針の下、組合員の切実な要求として一時金の引き上げに全地方、全支部が全力を挙げてたたかいました。
日本経済は、新型コロナウイルスの影響

2021年度の 主なたたかひの経過と総括(案)

I. はじめに

しまます悪化しています。
港湾関係においても、新型コロナウイルス感染症は、大きな影響を与えています。20

して石炭火力発電所の休廃止に影響を受ける港湾運送事業者は多数あり、たぐさんの仲間

が不安を抱える大きな問題となっています。このような政策に対し、産業の「公平な移行」を求め雇用を守るたたかひを取り組みましたが、このような政策には労使による「雇用と職域を守る」取り組みが必要です。しか

は、オミクロン株の感染拡大による経済活動への影響や燃料価格の高止まり等のマイナス要因を織り込み、業界の景況感の見直しはさ

この一年間のたたかひをここに総括し、更

全港湾は第92回定期全国大会で決定した2021年度運動方針の補強に基づき、①新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。②港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連携し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。③戦争法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。④大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取ることを基本に2021年度における多くのたたかひを取り組みました。

18年からの米中貿易摩擦や2019年12月からの新型コロナウイルス感染拡大による先行きの懸念によって、世界のコンテナ生産量の9割以上を占める中国におけるコンテナ製造量が減少し、その後、いち早くコロナ禍よりV字回復を果たした中国の輸出と、欧米各国の巢ごもり消費の増加によって、世界的に輸送量が拡大しました。しかし従来のコンテナ不足もありコンテナの回転率が著しく低下したとや、さらにコロナ禍によって荷役作業が滞り港湾機能も大混乱に陥りました。その結果、北米航路の中でも特に北米西海岸の港湾が大混雑となりコンテナ船の運航遅延も各港湾で発生しています。このような世界的なコンテナ運賃の上昇を反映して、国内の海運大手3社(日本郵船・商船三井・川崎汽船)の決算が、それぞれ過去最高となりました。言うまでもなくその背景には、コンテナ物流の世界的な混乱が発生したことで運賃が急騰したことがあり、その状況が海運大手各社の空前の利益へとつながりました。港湾政策についても国による脱炭素社会(カーボンニュートラル)による港湾運送事業基盤そのものが崩壊するような政策となっています。事実と

投票率が、たった5割程度の中で国民の信任を受けたと、日本政府と自民党は、ウクライナ問題を大義名分に軍備拡張に拍車をかけ、防衛費を引き上げ、「敵基地攻撃能力」保有を具体化するための兵器増強を進めるだろう。よく軍備拡張なのか、外交努力なのか、戦争と平和について語られるが、政治の結果たすべき役割は徹底的な平和的外交努力である。過去の忌まわしい教訓を見ず、外交努力を怠るような政治を許してはならない。私たちの職場である港湾は、かつて第二次大戦中において、港湾総動員体制のもとで労働強化を強いられ、最前線の兵站基地としての役割が港湾に負わされ、戦争への協力者として位置づけられた苦い経験がある。これらの教訓から全港湾は、1950年6月の朝鮮戦争勃発と同時に軍需物資の荷役拒否をたたかいたが、即座にGHQによる韓国向け物資の妨害は許さぬとの命令によりやむなく中止となった。また、1965年春季闘争では、経済的諸要求とともに「ベトナム侵略戦争反対」の課題を掲げ、4月20日は、国際統一行動日として、主要港を中心に大幅賃上げと「アメリカはベトナムから手をひけ」の

2022・23年度運動方針の提案にあたって 平和憲法国家・日本を変えてはいけない! 中央執行委員長 真島 勝重



参議院選挙が終わり、自民、公明の与党は過半数を維持した。これから、防衛費倍増、憲法改正の議論が加速していくことは間違いない。特に改憲の最大の目的は、憲法9条に自衛隊を明記することであり、戦争する国づくりの総仕上げである。しかし、すでに私たち港湾の職場においては、動き出している部分もあることを注視しなければならない。私たち全港湾は、港湾運送事業に従事する

要求を掲げた24時間ストライキを展開した。さらに、ベトナム向け軍事物資の荷役拒否を決定し、関係当局及び港湾産業界に通告した歴史もある。全国各地の港で軍需物資の荷役反対闘争を展開した歴史を今、再び強く受け止めてなければならない。

全港湾は、日本の平和な社会、安心して暮らせる社会を確立し、国際物流の拠点である港湾が軍事利用されないよう訴え続けていく決意を更に強化しなければならない。

しかしながら、2020年当初に発生した、新型コロナウイルス感染症は、世界経済はもとより国内経済に悪影響をもたらした。2022年2月に起きたロシアによるウクライナへの侵略により、ますます経済状況は停滞を余儀なくされました。世界各国によるロシアへの経済制裁は、引き換えに自国のエネルギー不足の要因となり、国民に燃料費高騰や原料の不足から物価上昇となり、国民の暮ら

過半数を維持した。これから、防衛費倍増、憲法改正の議論が加速していくことは間違いない。特に改憲の最大の目的は、憲法9条に自衛隊を明記することであり、戦争する国づくりの総仕上げである。しかし、すでに私たち港湾の職場においては、動き出している部分もあることを注視しなければならない。私たち全港湾は、港湾運送事業に従事する

要求を掲げた24時間ストライキを展開した。さらに、ベトナム向け軍事物資の荷役拒否を決定し、関係当局及び港湾産業界に通告した歴史もある。全国各地の港で軍需物資の荷役反対闘争を展開した歴史を今、再び強く受け止めてなければならない。

全港湾は、日本の平和な社会、安心して暮らせる社会を確立し、国際物流の拠点である港湾が軍事利用されないよう訴え続けていく決意を更に強化しなければならない。

もあり、一時は持ち直しの動きがあったものの、年末にかけては一服している感がありました。輸出は、中国経済のペースダウンや米国向けの自動車の下振れなどを受けて減少となりましたが、個人消費は、新型コロナ感染拡大防止による活動制限が残るなかで、増加と減少を繰り返す動きを続けていました。このような先行きの見えない状況を考慮する事業者も多数あり、冬季一時金については、港湾職種、一般職種が昨年冬よりは上がったものの、トラック職種では、依然として厳しい結果となりました。要因は原油価格の高騰など考えられますが、標準的運賃が適正に収受されていないことも考えられます。コロナ禍での経済の停滞や消費の落ち込みもありますが、コロナ禍以前の2019年冬季一時金487、729円、1・74ヶ月と比べると、額でマイナス13、485円、率でマイナス0・08ヶ月と戻っていません。

厚生労働省でも、港湾労働法の順守と全港全職種適用や特定港湾倉庫の指定のあり方など雇用と職域、安全を中心に申し入れましたが、納得のいく回答ではありませんでした。国策によって右往左往される今の港湾産業には労使が一体となった取り組みが出来る体制の構築が急がれますが、現状では道筋さえも見えていません。是々非々で本音の交渉ができる労使関係に戻すことが急務です。同時に国策に対しては政治力も必要となります。全国港湾では初めての試みと言える衆議院選挙での野党統一候補者への支持を取り付け、議員との繋がりを模索してきました。この取り組みの成果が出るには時間がかかりますが、政局を見極める力も必要となります。その取り組みで先頭に立つのは全港湾であることが再認識して「魅力ある港湾労働の確立」のために奮闘しなければなりません。

Ⅲ. 2022年春闘の経過と総括

1. 各労働団体の取り組み

(1) 連合は5月6日に2022年春季生活闘争の第5回回答集計を発表した集計では、月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した4、655組合中3、330組合が妥結済み(71・5%)となっており、うち賃金改善分を獲得した組合は1、532組合(46・0%)で、割合は2014闘争以降最も高い結果となった。また、平均賃金方式で回答を引き出した3、336組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で6、160円・2・10%(昨年同時期比813円増・0・29ポイント増)、うち3000人未満の中小組合2、292組合は4、997円・2・02%(同559円増・0・25ポイント増)となった。前回集計(4月14日公表)以降新たに回答を引き出した599組合のうち502組合(83・8%)が中小組合であるが、4月末時点で中小組合の率が2%を超えたのは2018闘争(2・02%)以来であり、依然「賃上げの流れ」はしっかりと引き継がれているとしている。

(2) 全労連・春闘共闘委員会は、4月26日に第5回集計を発表し、2022春闘では、971組合が何らかの回答を引き出し、そのうち「定昇確保」などの言葉による回答を得た組合が417組合(42・9%)で、金額もしくは、率などが明らかになっている有額回答を得た組合は554組合(57・1%)となっています。103組合が2次回答以上の回答を引き出し、292組合が妥結(妥結率30・1%)となっている。有額回答を引き出した554組合での単純平均(一組合あたりの平均)は6、079円・2・08%で、前年同期(2021年4月22日)4、857円・1・86%から1、222円・0・22ポイント増となっている。加重平均(組合員一人あたりの平均)は5、404円・1・99%で、前年同期(5、503円・1・91%)から99円減・0・08ポイント増となっている。

(3) けんり春闘実行委員会は、「8時間働けば暮らせる社会を、大幅賃上げを勝ち取る!」、「誰でもどこでも時給1500円!」、「誰でもどこでも時給1500円!」、「原発再稼働ヤメロ 外国人労働者の権利を守れ」、「労働を! 生活を! 社会を変えていく春闘を!」をスローガンに22春闘をたたかいました。

(4) 交運労協2022年春季生活闘争は、「人材の確保・育成・定着」「産業の将来的な持続可能性」「産業内の格差是正」という2021年春季生活闘争で掲げた三項目に加え、「コロナ禍前の賃金水準への復元」という四つの視点に基づき闘うこととし、賃上げ要求では、①まずは、コロナ禍により傷んだ交通運輸・観光産業労働者の賃金水準を、今後、コロナ禍以前の水準に還元させることを労使交渉の前提として確認することとします。②すべての構成組織は、組合員にとっての「聖域」である定期昇給制度を死守するとともに、定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保すること

(5) 全国港湾は、2022春闘のたたかう柱として、①「正常な労使関係」のもとで、大幅賃上げ・魅力ある港湾労働の確立に向けた産別労使課題を着実に解決していく。②過度な規制緩和を見直し社会的・経済的規制を強化することや港湾運送秩序の確立、政府の政策による負の影響の除去など、産別「政策課題」の前進へ、労使共同の取り組みをすすめる。③港湾労働者の暮らしや仕事を守るために、憲法改悪反対・辺野古新基地建設反対、社会保障削減反対、最賃1、500円の確立など国民的諸課題に取り組む。④国際連帯・国民的共通行動の高揚に合流し、職場・地域の仲間と結集による「産別運動」の力を発揮してたたかうこととした。そのうえで22春闘は「大幅賃上げ」とともに産別制度賃金の引き上げを産別の総力を挙げたたかいたいと位置づけ奮闘するとし、個別賃上げについては、「基準内賃金の20、000円の引き上げ(6%)」と産別制度賃金については、「日港協が独禁法抵触論から一日も早く脱却するように粘り強く協議を重ねることを前提に、「産別最低賃金168、920円の前提に、「22年度産別最低賃金184、200円」、「基準賃金40歳368、900円」、「標準者賃金267、200円と標準者賃金の適用者要件の改定」を要求した。

(1) たたかひの経過
各加盟単組の要求額、提出日は次の通り。

【要求額】	【要求提出日】
全港湾	20、000円
日港労連	20、000円
検数労連	20、000円
全日検	20、000円
日検	20、000円
検定労連	20、000円
海事検定	17、697円以上
シンケン	17、131円以上
全倉運	5%+α
大港労組	20、000円
全日通	11、000円

(2) 交渉経過と回答状況

①全港湾は、第43回中央委員会において、組合員が一体となったたたかう22春闘を構築し、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、雇用の維持を最優先すると同時に、大幅賃金引き上げ要求額「基本給一律20、000円」を確認し、第1回統一回答指定日は3月15日を基本として、各地方の集中回答指定日ゾーンを3月15日～18日とした。各地方・支部は大幅賃上げを目指した交渉を精力的にすすめてきたが、6月2日の第6回中央執行委員会において、闘争分会で妥結額平均3、808円、速報分会で3、947円を確認した。

②日港労連は、2月16日、東京芝浦サービスセンターにおいて、定年制度創立に向けた確認をおこない、その後、第1回港荷労使交渉をおこなった。要求金額は基準内月額賃金20、000円、定昇8、000円とし、2025年を待たずして65歳までの定年延長も要求とした。その後4月21日(木)に開催した第3回港荷労使団交(通算7回目)交渉は、交渉を断続的に取り組んだ結果、港荷労使としての基本合意に至り、この経過を踏まえ、港荷労使として基準内賃上げ8、000円とし、各個別労使協議に於いて追認協定を締結する指示を行い、4月28日開催の第4回(通算8回目)港荷労使団交に於いて締結した。なお、関連は6月8日に6、000円で妥結し、全検は6月15日に全国平均5、677円で妥結している。

③検数労連は、2月17日に第1回交渉を開催し、要求書の提出をおこない、回答指定日を3月25日とした。なお、要求は、本給一律20、000円。4月26日(火)に第6回交渉をおこない、全日検4、177円、日検4、472円の回答があったが、不満として交渉を継続し、第14回交渉で、妥結を組合が表明し、全日検5、677円(昨年比+2、165円)、日検が4、472円(昨年比+808円)で妥結・調印となった。

④検定労連は、3月1日に賃上げ要求6%とする要求をおこなった。その後数回交渉を重ね、(株)シンケンが4月27日、組合員平均6、797円で妥結した。海事検定職組は、5月11日妥結、組合員一人平均8、226円。(財)新日本検定は、組合員平均で6、623円となっている。

⑤全倉運は、3月16日を統一要求提出日として、要求基準5%+α、回答指定日3月30日とする要求提出をおこなった。6月10日現在、37単組に有額回答があり、単純平均(37組合)5、588円(2・08%)、加重平均(3、939人)6、790円(2・46%)となっている。

⑥大港労組は、2月25日に第1回団交をおこない、基準内賃金月額20、000円の要求と要求の主旨説明をおこなった。その後、5月17日団交を開催し、賃金引上げ基準内7、000円+αで妥

2. 全国港湾加盟単組の取り組み

(1) たたかひの経過
各加盟単組の要求額、提出日は次の通り。

3. 全港湾の取り組み

① たたかひの経過

結した。
⑦全日通は、2月14日に賃金11,000円の増額、一時金年間(夏季・年末合

わせて)5ヶ月の要求書を提出し、回答指定日を3月4日とした。結果、3月17日妥結に至り、賃金3,380円、一時金は年間3・5ヶ月(夏季、1・819ヶ月・年末、1・681ヶ月)となっている。

(3) 妥結結果

各加盟単組の妥結額、妥結日は次の通り。

【2022年妥結額】 【妥結日】

【21年妥結額】

全港湾 6月3日

3,808円

3,807円

日港労連 4月28日

8,000円

2,500円

検数労連

日 検 6月 日

4,472円

3,664円

全日検 6月 日

5,677円

3,512円

検定労連

海事検定 5月11日

8,226円

6,048円

シンケン 4月27日

6,679円

4,092円

大港労組 5月17日

7,000円+α

3,000円

全倉運 6月10日時点

5,558円

4,848円

全日通 3月17日

3,380円

3,470円

争体制を組み、要求書を提出し、3月1日までに集約されたスト権は全港湾関係で96・01%、全国港湾関係で95・88%と高い賛成率で確認され、中央本部は直ちに労調法申請をおこない闘争体制を整えた。

②3月15日、22春闘第1回回答指定日を迎えた各地方・支部では、積極的な団体交渉がおこなわれ、日本海地方では各分会とも有額回答が出され、昨年妥結額以上の回答が10分会で出るなど、好調なスタートとなっていた。3月16日には、大手企業の回答が一斉に出されたが、自動車・電機・鉄鋼など大手企業では満額回答が出され、コロナ前を上回る賃上げ・賃金改善が相次いだ。

③3月24日〜25日に開催された第6回中央執行委員会では、「今春闘は産別全体での大幅賃上げを目指す」ことから、春闘の山場を想定より、1週間ほど延ばし、ユーザー・荷主への「大幅賃上げに資する適正料金支払い」申し入れ行動を各地方・支部・分会交渉に反映させる確認をおこなった。各地方で回答が開始した3月28日の集計では、速報分会156分会中、66分会(42・4%)に有額回答が出され、回答額平均は、3,140円、率にして1・16%と昨年の速報分会での妥結額平均3,242円に迫る回答となった。

④4月8日に開催された第4回中央港湾団交では、業側の回答に対し、現実的な賃上げの具体性が見えていないとして、港湾産別の重要な方針である「大幅賃上げ・産別制度要求前進」の要求が膠着している局面を開けるための戦術として、4月17日(日)に全港・全職種対象とした統一行動として全港ストライキ(休務権行使)を日本港運協会に通告し、各単組の賃金引き上げ交渉を後押しする行動となった。

4月8日時点での回答状況は96分会に回答が出され、回答額平均は3,082円となっていたが、4月11日以降に

は妥結額の委譲を背景に、更なる大幅賃上げを目指し、各地で粘り強い交渉が続いた。

⑤4月13日、第1回地方港代表者会議が開催され、22春闘回答状況と中央港湾団交の報告を受け、今後の戦術について検討をおこない、「能代闘争での日港協の主導性」や「横須賀港フェリー問題での4者協議の開催」など、全港湾として拘る課題があるとして、①賃金で上がったも産別闘争体制は維持すること、②地区協議の結果では除外も理解すること、③実際の行動に入った場合は、中央本部へ必ず報告することを確認した。

⑥4月26日に開催された、第7回中央執行委員会では、春闘の中間総括をするべく検討をおこなったが、港湾産別の中央港湾団交の経過を見るとともに、「大幅賃上げ・産別制度要求前進」のための闘争体制の堅持が必要と判断し、現時点で仮妥結・仮合意している地方・分会については、極力妥結の確認は5月2日以降とすること。また、妥結金額の最終集計は、5月12日とすることの確認をおこなった。

⑦5月12日で締め切った妥結金額の最終集計では、速報分会156分会中、133分会(85・2%)に有額回答が出され、回答額平均は、3,845円、率にして1・39%と昨年の速報分会での回答額平均3,224円を620円ほど上回る回答となった。

闘争分会では、306分会中、239分会に回答が出され、回答額平均は3,678円、率にして1・33%と昨年の回答額平均2,675円を1,000円ほど上回っている。そのうち妥結分会は189分会あり、妥結平均額は3,808円と昨年妥結額3,087円を720円ほど上回った。

職種別での回答状況では、港湾の回答額平均が3,982円と昨年の回答額2,853円を1,120円ほど上回り、トラックの回答額平均は、2,723円と昨年の回答額平均1,913円を810円ほど上回っている。一般職種では、回答平均額が2,786円と昨年回答額2,568円を210円ほど上回った。

全体的に昨年額を上回ることが出来たが、6大港の回答額平均が2,568円と昨年回答額平均2,199円を360円ほどに対し、地方港の回答額平均が3,994円と昨年回答額平均2,831円を1,160円ほど上回っており、全体を引き上げた結果となった。

①2月8日〜9日、第14回中央委員会が開催され、22春闘方針が確認された。

②2月16日、第1回中央港湾団交が開催された。コロナ禍を考慮し、労使双方とも人数制限を行い、組合の要求主旨説明のあいさつで柏木委員長は、円安によるガソリン価格の高騰、諸物価の値上げ、社会保険料の値上げ等を考えれば今春闘は「大幅賃上げ」に拘った取り組みとなると強調した。そのためには、実力行使もやむを得ないと発言した。その後、玉田書記長が要求主旨説明を行った。日港協は、諸課題の中で専門委員会を開くなどして労使協議を促進し、「全て解決するとは思わないが、前進させたい」と発言、次回団交を3月8日、14時から開催したいと提案した。また、専門委員会などの協議は事務局間で調整するとの提起があり、これを組合は了承し、終了した。

なお、全国港湾独自要求として、「産別協定・フェリー協定等の履行等に係る諸課題に関する要求書」を提出した。

③3月8日、第2回中央港湾団交が開催され、業側は組合要求に対して回答をおこなった。業側回答は「回答できない、個別対応」との回答が目立った。組合側は第1回団交で5桁賃上げを特に強調したが、関係元請まで周知をおこなって賃上げができる環境を日港協として取り組むべきではないか。本日の回答は納得できないとし、再考を求めた。また、回答如何によつては「行動の自由を留保する」ことを示唆し、業側は再検討をおこなうとして、次回団交を3月25日10時00分からとしたため、組合側はこれを了承して団交を打ち切った。

④3月25日、第3回中央港湾団交が開催され、事前の労側打ち合わせで、業側の回答如何では、「行動の自由を留保する」ことを宣言する確認をおこなった。また、適正料金支払いがなければ賃上げが困難であることから、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」の申し入れ行動を業側へ行動の自由の一環として業側へ提起することを確認した。

団交で、業側は前回回答より修正をおこなったとして9項目にわたって提示した。労側は回答についての打ち合わせが必要のため、休会とし回答について精査したが、「修正回答になっていない」、「日港協としての責任ある姿が見えない」等の意見が出され、再度全項目にわたっての修正を求めることを確認した。再開した団交で労側は、回答不満として、再度全項目にわたっての修正を求め、「行動の自由を留保する」ことを宣言したうえで、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」行動の申し入れを提起した。日港協は提起を受け難色を示したが、労側は行動の自由の一環として取り組むことを表明した。そのうえで、次回団交については、事務局で調整することを確認し、終了した。

⑤4月8日、第4回中央港湾団交が開催され、日港協は、本日の回答は要求事項一点目の22年度賃金引き上げ要求に誠意を持って回答することについてのみの業側回答とするとの発言があり、「日本港運協会は組合の要求趣旨を理解し、政府の進める中小企業の適正料金收受の施策に対し、強力に推進するため具体的に関係する団体に対し申し入れするとともに、会員各社に対しても船社・荷主に対

して、次回団交を3月25日10時00分からとしたため、組合側はこれを了承して団交を打ち切った。

④3月25日、第3回中央港湾団交が開催され、事前の労側打ち合わせで、業側の回答如何では、「行動の自由を留保する」ことを宣言する確認をおこなった。また、適正料金支払いがなければ賃上げが困難であることから、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」の申し入れ行動を業側へ行動の自由の一環として業側へ提起することを確認した。

団交で、業側は前回回答より修正をおこなったとして9項目にわたって提示した。労側は回答についての打ち合わせが必要のため、休会とし回答について精査したが、「修正回答になっていない」、「日港協としての責任ある姿が見えない」等の意見が出され、再度全項目にわたっての修正を求めることを確認した。再開した団交で労側は、回答不満として、再度全項目にわたっての修正を求め、「行動の自由を留保する」ことを宣言したうえで、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」行動の申し入れを提起した。日港協は提起を受け難色を示したが、労側は行動の自由の一環として取り組むことを表明した。そのうえで、次回団交については、事務局で調整することを確認し、終了した。

⑤4月8日、第4回中央港湾団交が開催され、日港協は、本日の回答は要求事項一点目の22年度賃金引き上げ要求に誠意を持って回答することについてのみの業側回答とするとの発言があり、「日本港運協会は組合の要求趣旨を理解し、政府の進める中小企業の適正料金收受の施策に対し、強力に推進するため具体的に関係する団体に対し申し入れするとともに、会員各社に対しても船社・荷主に対

して、次回団交を3月25日10時00分からとしたため、組合側はこれを了承して団交を打ち切った。

④3月25日、第3回中央港湾団交が開催され、事前の労側打ち合わせで、業側の回答如何では、「行動の自由を留保する」ことを宣言する確認をおこなった。また、適正料金支払いがなければ賃上げが困難であることから、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」の申し入れ行動を業側へ行動の自由の一環として業側へ提起することを確認した。

団交で、業側は前回回答より修正をおこなったとして9項目にわたって提示した。労側は回答についての打ち合わせが必要のため、休会とし回答について精査したが、「修正回答になっていない」、「日港協としての責任ある姿が見えない」等の意見が出され、再度全項目にわたっての修正を求めることを確認した。再開した団交で労側は、回答不満として、再度全項目にわたっての修正を求め、「行動の自由を留保する」ことを宣言したうえで、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」行動の申し入れを提起した。日港協は提起を受け難色を示したが、労側は行動の自由の一環として取り組むことを表明した。そのうえで、次回団交については、事務局で調整することを確認し、終了した。

⑤4月8日、第4回中央港湾団交が開催され、日港協は、本日の回答は要求事項一点目の22年度賃金引き上げ要求に誠意を持って回答することについてのみの業側回答とするとの発言があり、「日本港運協会は組合の要求趣旨を理解し、政府の進める中小企業の適正料金收受の施策に対し、強力に推進するため具体的に関係する団体に対し申し入れするとともに、会員各社に対しても船社・荷主に対

して、次回団交を3月25日10時00分からとしたため、組合側はこれを了承して団交を打ち切った。

④3月25日、第3回中央港湾団交が開催され、事前の労側打ち合わせで、業側の回答如何では、「行動の自由を留保する」ことを宣言する確認をおこなった。また、適正料金支払いがなければ賃上げが困難であることから、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」の申し入れ行動を業側へ行動の自由の一環として業側へ提起することを確認した。

団交で、業側は前回回答より修正をおこなったとして9項目にわたって提示した。労側は回答についての打ち合わせが必要のため、休会とし回答について精査したが、「修正回答になっていない」、「日港協としての責任ある姿が見えない」等の意見が出され、再度全項目にわたっての修正を求めることを確認した。再開した団交で労側は、回答不満として、再度全項目にわたっての修正を求め、「行動の自由を留保する」ことを宣言したうえで、ユーザー・元請け事業者に対する「適正料金支払い」行動の申し入れを提起した。日港協は提起を受け難色を示したが、労側は行動の自由の一環として取り組むことを表明した。そのうえで、次回団交については、事務局で調整することを確認し、終了した。

しての申し入れるようお願いし、各社の賃金引き上げ交渉の後押しとなるように進めていきたい」との回答が示された。組合は、一旦休憩を求め出席者の意志統一を行い、本日の一点に絞った回答では現実的な賃上げの具体性が見えていないとして港産別の重要な方針である「大幅賃上げ・産別制度要求前進」の要求が膠着している局面を打開するための戦術として、4月17日(日)に全港・全職種対象とした統一行動として全港ストライキ(休務権行使)を日本港運協会に通告し、団交を終了した。

⑥4月14日、第5回中央港湾団交の前段に労側打ち合わせがおこなわれ、前回団交以降の取り組みが報告され、組合側の意思統一を図り団交に臨んだ。団交では組合側より、日港協が中労委に提出した意見書について、産別労使交渉を否定し、かねない中身についての真意を質した。業側は「良好な労使関係を継続するもので労使交渉を否定するものではない」と回答した。修正回答については、全国港湾独自要求も含めると、9点について回答があったが、依然として各単組の賃上げ状況での回答がそろっていないなか、前回回答より一歩踏み込んだものになっていたことを考慮し、4月17日の全港ストについては、4月24日に延期することと大幅な修正回答を求め、次回団交を4月21日(水)14時30分から開催することを労使双方で確認し、団交を終了した。

⑦4月20日、(全)・同盟第4回合同中央闘争委員会(第12回中央執行委員会)が開催され、第5回中央港湾以降の状況を基に、第6回中央港湾団交に向けて検討をおこなった。第6回団交は4月20日の折衝を踏まえ、可能な限り「22春闘協定として合意を見通せる」回答を引き出すことを目指し、仮に合意点が見いだせたとしても各単組の下払い料金確保や大幅賃上げの検証が必要となること不可欠とした。したがって、第6回団交

の回答如何により、4月24日の24日ストを延期した場合でも5月15日に24日ストを構え各単組の交渉を支えていくことが確認された。また、中労委対策として新たな代理人として、大塚弁護士と田中弁護士を追加することが確認された。

⑧4月21日、第6回中央港湾団交が開催され、業側は団交前の事前折衝を申し出した。その後、団交は15時55分から再開され、業側は制度賃金、RTG遠隔操作、労働環境整備、65歳定年制、指定事業体問題など、11項目にわたり修正回答をおこなった。組合側は回答を受け検討をおこなった後に「おおむね合意点が見いだされる」と回答したが、組合側は、個別賃上げが進んでいない状況があり、賃上げ状況を見定める必要と協定不履行の状態にあるRTG作業の是正と関連職種の事前協議記載事項の追加について修正を業側に求めた。そのうえで、4月24日(日)24日ストを延期し、5月22日(日)24日ストを構えることを通告し、その間に個別賃上げについて業を挙げて解決するように要求して、団交を長期休憩とすることとした。また、その間に22春闘協定の成案化を事務局間で行うことと、次回団交を5月19日(木)13時30分から開催することを労使確認し団交を終了した。

⑨5月19日、長期休憩に入っていた第6回中央港湾団交が再開され、団交前の参加者全員による打合せで、①産別制度要求に関する協定の見直しを創る、②個別賃上げ交渉の促進、③下払い料金の確保、この3つの課題を追求し、確認できた後に22港湾春闘交渉の終結とすることを再度第6回中央港湾団交の長期休憩とすることを確認し、団交に臨んだ。冒頭、組合側は「この長期休憩中において数度の事務折衝を繰り返して、22春闘協定の骨格まで進んでいることについては感謝を申し上げるが、賃金引き上げにおいて、本日時点でも検数関係など妥結に

至っていない状況があり、まったく今後を見通せる状況にもなっていない」とし、更に個別労使交渉の促進を図るため本日の合意はできないとした。また、下払い料金の確保と検証の取り組み強化を主張し、日港協に対して「適正料金確保に取り組み」と回答(4月21日第6回団交)したことに責任を以て対応するよう求めた。5月22日(日)の24時間ストについては延期することを伝えるとともに賃上げ交渉、下払い確保の検証次第で、スト通告もありうるとした。なお、次回団交は個別賃上げ交渉の推移を見ながら、団交開催を申し入れることを伝えた。

⑩7月21日現在、下払い料金の確保と検証するため、長期休会としている。
 ⑪65歳定年延長については、東北地本で地本統一協定として、次の内容を勝ち取った。
 〈協定内容〉
 1. 定年65歳とする。但し、労働条件については、公的年金支給開始に合わせる。次回の通りとする。」「

- (1) 65歳までは、60歳到達直前賃金の95%以上とする。
- (2) 65歳までの時間外・休日割増賃金については、60歳までと同条件とする。
- (3) 65歳までの健保・厚生負担割合については、業・労6・4とする。
- (4) 起算日は2022年4月2日以降とする。

⑫同じく、65歳定年延長について、四国地本新居浜支部森実運輸分会で、「65歳まで労働条件の変わらない定年延長」を協定した。
 (4) たたかいの総括
 全港湾22春闘では、要求額20,000円以上を求める地方も出るなか、統一要求額として、20,000円を決定し、港湾産別と連動させ、労働条件引き上げを目

指し、たたかいました。また、要求提出時に起こった、ロシアによるウクライナ侵略によって、世界的な資源・原料・エネルギー不足が予想され、経済悪化や物価上昇に対応するための「大幅賃上げ」が求められました。

港湾ではONEに見られるように船社が史上最高の利益を出すなか、大幅賃上げに期待する声を背景に港産別としても取り組んできました。また、国土交通省や中小企業庁から事業団体宛に通達があった、「適正料金交渉月間」に対し、全国港湾からも「大幅賃上げに資する料金収受」の必要性を日港協へ訴え、各単組の賃上げ交渉に向けて後押しとなりましたが、全港湾にとっては出遅れた感があったこと、地元元請事業者では船社に対し強い立場に出られないといった実情が浮き彫りとなりました。また、日本国内ではマスコミのロシアの侵略に対する非難・抗議の動きは見られず、依然として続いている新型コロナウイルスによって、物流産業に与えた影響もあり、大変厳しいたたかいを余儀なくされました。

各地方・支部は雇用最優先とすると同時に、大幅な個別賃上げ及び労働条件引き上げを目指し、たたかう方針で取り組みましたが、大幅賃上げとはならず、昨年妥結平均額を720円上回る結果にとどまりました。しかしながら、日港協との22春闘協定には「適正料金交渉月間」の政府施策については、次年度も同様の取り組みをするなど、港湾春闘にとっては少なくとも加盟各単組の賃上げを後押しすることが出来ました。全港湾もその取り組みが出来ることのないよう取り組むと同時に、組合員の声にこたえることができる23春闘を構築することが求められます。

(1) 要求額の設定
 夏季一時金闘争は、第6回中央執行委員会において議論をおこない、昨年同様の額・率以上とすることを基本に下記の確認をおこない、各地方・支部でのたたかいをすすめました。
 ①要求額は昨年同様の額・率以上とする。
 ②要求書提出は6月上旬とし、解決目標を6月下旬とする。
 ③要求書の作成、争議予告の手続きは各地方・支部でおこなう。

地方	要求額
北海道	分会ごと
分会ごと	分会ごと
東北	3ヶ月
6月14日	6月21日
日本海	70万円
6月3日	6月30日
関東	85万円以上
6月3日	6月10日
東海5支部	昨年以上
2月25日	支部ごと
名古屋支部	92万円
5月13日	6月17日
関西	95万円・同等の係数
阪神支部	6月22日
5月31日	90万円以上
大阪支部	6月24日
6月1日	昨年実績以上
神戸支部	6月22日
6月1日	3ヶ月以上
築港支部	6月24日
6月8日	30万~120万円
建設支部	6月中個別にて
5月9日	80万円
四国	6月16日
6月3日	3ヶ月
九州	6月23日
関門支部	65万円
6月10日	6月23日
博多支部	6月23日
6月10日	6月23日

(1) 7月19日の最終集計で、速報分会では155分会中137分会に回答が出され、125分会が妥結に至った。金額的には、回答額平均が485,263円(昨年同期492,822円)で、7,559円下回り、妥結金額でも494,286円(昨年同期497,906円)で、3,620円下回った。

2. 回答状況及び妥結結果

(2) 闘争分会では、303分会中263分会に有額回答がなされ、獲得額平均は471,666円(昨年獲得額476,914円)で、5,248円下回り、そのうち妥結した分会は、247分会で妥結額平均は478,517円(昨年同期470,567円)で、7,950円上回った。

(3) 職種別で見ると、港湾の回答平均額は503,822円(昨年妥結額513,618円)で、9,796円下回ったが、トラックでは、350,922円(昨年妥結額37,335円)で、13,587円上回り、一般職でも328,983円(昨年妥結額315,798円)と13,185円上回った。

3. 各労働団体の回答状況

(1) 経団連は6月21日、2022年夏季賞与・一時金(ボーナス)の大手企業業種別妥結状況(加重平均)の第1回集計を発表した。調査対象(21業種253社)のうち、集計可能な16業種105社、約58・5万人の平均額は92万9,259円だった。今回集計した105社の前年夏季の平均額(81万6,500円)と比べて、11万2,759円増、13・81%のプ

IV. 夏季一時金闘争

1. たたかいの経過

ラスとなった。対前年比は4年ぶりにプラスに転じたうえ、第1回集計ではあるものの、現行の集計方法となった1981年以降で最高値を記録した。

(2) 連合の22春季生活闘争第7回最終集計

(7月5日付発表)では、年間型の一時金回答は月数で4・48ヶ月(前年比+0・25ヶ月)となっており、夏季の回答額は月数で2・33ヶ月(前年比+0・15ヶ月)となっている。また、額集計を見ると年間型で1,560,045円(前年比+39,921円)、夏季回答額で708,319円(前年比+48,070円)となっている。

4. 全国港湾加盟単組の回答状況

(1) 日港労連は、7月19日時点で5港6組合が574,218円、関連が383,356円、全検が438,942円+αとなっている。

(2) 検数労連は、7月4日に夏季一時金の妥結を確認した。全日検が全国平均で438,942円+α(昨年比+8,879円)、日検が全国平均で464,402円+α(昨年比+18,366円)となっている。

(3) 検定労連は、海事検定職種は6月24日に組合員平均730,000円で妥結し、シンケン労組は6月25日に組合員平均476,000円で妥結した。なお、(財)新日本検定協会は組合員平均790,000円で妥結した。

(4) 大港労組は、6月20日の第3回船内統一団交で、船内平均508,000円で妥結した。

(5) 全倉運は、7月12日時点で、単純平均41組合が639,703円/2・316ヶ月(前年比+26,585円/0・074ヶ月)、加重平均4,327人が749,812円/2・706ヶ月(前年比+58,525円/0・199ヶ月)となっている。

(6) 全日通は、3月17日妥結に至り、賃金

3,380円、一時金は年間3・5ヶ月(夏季、1・819ヶ月・年末、1・681ヶ月)となっている。

5. たたかひの総括

2022年夏季一時金闘争は、この間の急激な物価上昇に対応するために、各地方・支部とも生活資金・賃金の一部として昨年妥結額以上を目標にたたかひしましたが、昨年の水準を辛うじて維持できたという、大変厳しい結果となりました。また、基本回答額以外、+αでの回答もあり、加重平均での報告で年齢層の低下による金額もあるため、一概に下がったという総括は出来ませんが、厳しかった一時金交渉と言えます。港湾においてはそれだけ貨物の流動が厳しく、事業者の事業環境が悪いとの判断をせざるを得ませんが、一方でトラック・一般職種は昨年同期を上回る結果が出せました。組合にとって一丁目一番地である、労働条件引き上げ、賃金引き上げと同様に一時金に関しても、あらゆる産業の各事業者が適正な料金を取る環境を労使で作りに上げる必要があります。

V. 主な闘争課題の取り組み

1. 合理化反対、雇用保障制度のたたかひ

(1) 労働者供給事業について
①10月26日〜11月3日にかけて、鹿児島支部労働事業点検オルグをおこなった。

②5月20日、第1回労供対策会議が開催され、本部労働者供給事業について2022年4月18日に18事業所の2021年度(2021年4月から2022年3月)の労働者供給事業報告をおこなった。4月19日受理されたことが報告され、各事業所より事業報告を受けた後、労供事業の変更点を確認し、適正運営をおこなっていくこととした。また、真島委員長より、「労供労組協は役員構成が確立できないため、夏に解散予定であ

る。厚労省は特に中央本部単独許可によって全国にわたる支部単位の複数事業所扱いにて労働者供給事業の許可をしているのは全港湾だけである。よって、全港湾が各支部事業所で組合費の取り方について統一性がないとの指摘が、東京労働局より毎年言われていることは是正しなければならぬ」との報告があり、本部より「中央としては2025年7月までには各支部として地方労働局への免許切替に動いてほしい」との提案があった。提案を受けた議論では、切り替えに向けた問題点などが出されたが、まずは各地方、支部で今後どうするか議論することを確認した。その他として、「労働局の監査が2021年7月本部に入った」という事業所があり、確認すると長崎・八戸支部・沖繩に監査が入っていたため、監査に備え最低限の常時備え付けの書類等の不備がないように準備をお願いすることを全体で確認した。

2. 労働安全衛生と福利厚生 充実のたたかひ

(1) 中央労災職業病対策会議
第6回中央執行委員会において、労災職業病対策会議の開催について議論をおこなってきたが、対策会議で何をテーマにするか、現状での課題等を中央執行委員会がしっかりとテーマをもった開催が必要だということから、残念ながら開催には至っていない。

(2) 港湾労災防止協会
6月8日、令和4年度の港湾労災防止協会の総代会が開催され、令和3年度事業報告と令和4年度の事業計画(案)が提案され、確認された。なお、令和3年度の港湾貨物運送事業における労働災害は、厚労省調査で休業4日以上381人、死亡4人と

なっており、会員事業場では休業4日以上137人、死亡1人となっている。

(3) 港湾労働安定協会
①5月12日、第59回定期総会が開催され、20年度事業報告並びに収支決算及び公益目的支出実施報告書、第1回理事会の開催が提案され、承認された。

②6月10日、第1回理事会が開催され、20年度事業報告並びに収支決算及び公益目的支出実施報告書が提案され、すべて承認された。

③第28回臨時理事会が10月1日に書面により開催された。今回の議題はi. 旧港湾技能研修センター(豊橋)に係る重要な財産処分関係について、ii. それに伴う事業計画の変更(寄付の追加)について、iii. 寄付に伴う公益目的支出計画の変更について、であり、精査の結果、異議なしということで書面にて承認の手続きをおこなった。

④第150回制度専門小委員会が書面開催で審議をおこなった。議題はi. 新規登録申請、ii. 年金受給権新規裁定請求、iii. 支給期間変更、iv. 遺族見舞金の支給について審議し、10月20日付で確認書を送付した。また、報告事項として、i. 委員の変更、ii. 「満66歳未満し退職者」の裁定請求権の消滅について報告された。

⑤11月25日、能力開発専門委員会が開催され、港湾技能研修センターの運営状況の報告、令和4年度研修計画(案)等について提案され協議し提案通り確認された。また、委員について業側委員2名の変更が報告された。

⑥3月10日、第29回理事会が評議委員会と合同で開催され、i. 評議員・理事の監事の推薦について、ii. 評議委員会の目的事項について、iii. 令和4年度事業計画書案及び収支予算書案について、提案がなされ、審議した結果、すべて承認した。

⑦6月9日、第30回理事会が開催され、i. 各候補者の推薦について、ii. 令和

3年度の事業報告書及び決算報告書、公益目的支出計画実施報告について、iii. 評議委員会の目的事項に関する提案がなされ、すべてにおいて承認された。終了後、評議委員会が開催され、理事会で承認された事項について提案されこれもすべてにおいて承認された。

(4) 日本港湾厚生協会
①2月15日、業務委員会が開催され、2年度施設整備事業助成について審議をおこなった。その結果、事業助成希望額7億6,600万円を助成するとして、理事会に提案することを確認した。また、シパレスの改修と現況についても報告を受けた。

②3月9日、第3回理事会が開催され、i. 21年度事業報告(案)、ii. 22年度事業計画(案)、iii. 会員入会の件、iv. 定款一部変更の件、v. 職員就業規則改正(案)について提案がなされ、審議した結果、すべて承認した。なお、21年度の港湾福利分担金の合計額は30億円となった。

③6月8日、第60回定時総会が開催され、i. 21年度事業報告及び収支決算並びに公益目的支出計画実施報告書、ii. 22年度事業計画及び収支予算、iii. 役員選任の件が提案され、満場一致で承認された。引き続き第2回理事会が続いて開催され、i. 会員入会の件、副会長選定の件が提案され、これについても承認された。

(1) 7月19日、三単産委員長・書記長会議を開催し、全国一般からは「ユニオン九州での刑事弾圧事件」、連帯からは「関生コン(武委員長)の一審判決報告集会」の報告がされた。全港湾からは「秋田港における能代運輸問題」について報告をおこなった。産別労働運動をいかに守るかの議論をおこなった。

(2) 3月12日〜14日、フクシマ連帯キャラバン行動が取り組まれた。コロナ感染症拡大によって2年間キャラバン行動について取り組みが制限されていたが、東日本大震災による原発事故から11年、復興も廃炉作業もすすまない中、政府は「トリチウム汚染水の海洋投棄」を進めようとしている。重要な局面を向かえコロナ感染症対策をおこない東北地方青年女性部を中心に3月12日結団式をおこない、13日にはいわき市内において労働団体・政党8団体開催の「あれから11年原発事故は終わっていない3・13アクション」行動に参加し、終了後フィールドワークをおこない被災地の現状を視察した。14日、福島県及びいわき市に対し、「汚染水海洋投棄反対」の要請をおこなった。

(3) 3月12日、「2022年原発のない福

3年度の事業報告書及び決算報告書、公益目的支出計画実施報告について、iii. 評議委員会の目的事項に関する提案がなされ、すべてにおいて承認された。終了後、評議委員会が開催され、理事会で承認された事項について提案されこれもすべてにおいて承認された。

4. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかひ

運動方針に基づき、地域での労働組合や諸団体との連携、共闘を目指すこととして取り組んできたが、様々な諸課題の取り組みに対して、必ずしも満足な取り組みは出来なかった。

5. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を守る たたかひ

(1) 被爆76周年原水爆禁止世界大会は、参加規模こそ2019年「被爆74周年大会」よりも大幅に縮小されましたが、「人が集う」ことで感じられる空気を大切にするとともに、現地での様子が少しでも伝わるようにオンライン併用での開催をめざし、準備を進められてきました。しかしながら、緊急事態宣言が発令されるなど「広島大会・長崎大会ともに1週間前」、開催方法を変更せざるを得ず、このような状況下でしたが、広島大会については完全オンラインによる開催となり長崎大会については感染症対策を講じ最小限の人数に絞って開催となった。

(2) 3月12日〜14日、フクシマ連帯キャラバン行動が取り組まれた。コロナ感染症拡大によって2年間キャラバン行動について取り組みが制限されていたが、東日本大震災による原発事故から11年、復興も廃炉作業もすすまない中、政府は「トリチウム汚染水の海洋投棄」を進めようとしている。重要な局面を向かえコロナ感染症対策をおこない東北地方青年女性部を中心に3月12日結団式をおこない、13日にはいわき市内において労働団体・政党8団体開催の「あれから11年原発事故は終わっていない3・13アクション」行動に参加し、終了後フィールドワークをおこない被災地の現状を視察した。14日、福島県及びいわき市に対し、「汚染水海洋投棄反対」の要請をおこなった。

(3) 3月12日、「2022年原発のない福

3年度の事業報告書及び決算報告書、公益目的支出計画実施報告について、iii. 評議委員会の目的事項に関する提案がなされ、すべてにおいて承認された。終了後、評議委員会が開催され、理事会で承認された事項について提案されこれもすべてにおいて承認された。

4. 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかひ

(1) 7月19日、三単産委員長・書記長会議を開催し、全国一般からは「ユニオン九州での刑事弾圧事件」、連帯からは「関生コン(武委員長)の一審判決報告集会」の報告がされた。全港湾からは「秋田港における能代運輸問題」について報告をおこなった。産別労働運動をいかに守るかの議論をおこなった。

(2) 3月12日〜14日、フクシマ連帯キャラバン行動が取り組まれた。コロナ感染症拡大によって2年間キャラバン行動について取り組みが制限されていたが、東日本大震災による原発事故から11年、復興も廃炉作業もすすまない中、政府は「トリチウム汚染水の海洋投棄」を進めようとしている。重要な局面を向かえコロナ感染症対策をおこない東北地方青年女性部を中心に3月12日結団式をおこない、13日にはいわき市内において労働団体・政党8団体開催の「あれから11年原発事故は終わっていない3・13アクション」行動に参加し、終了後フィールドワークをおこない被災地の現状を視察した。14日、福島県及びいわき市に対し、「汚染水海洋投棄反対」の要請をおこなった。

(3) 3月12日、「2022年原発のない福

島を「県民大集会」が開催された。コロナ感染症蔓延防止のため県外参加の制約があり、東北地方より5名が参加した。

(4) 5月13日～16日、復帰50周年の節目となる5・15沖繩平和行進が3年ぶりに開催され、全港湾から中央本部を含め73名が参加した。14日は、アメリカ軍普天間基地がある宜野湾市の市役所近くに県内外からおよそ1,000人が集まり、午前9時ごろから行進を始め、「基地のない沖繩を」と書かれたはちまきをつけて、普天間基地や嘉手納基地の周辺などおよそ9キロを歩き、シユプレヒコールをあげて基地の負担軽減などを訴えた。また、15日には那覇文化芸術劇場などはとで県民大会が開催され、中央本部役員も参加した。大会では、復帰50年の内実を問う全国の参加者ら1,000人(主催者発表)が、辺野古新基地建設断念や日米地位協定の抜本的改定などを求めた上で基地のない沖繩を目指す宣言をした。

6. 選挙闘争のたたかい

(1) 10月31日投票となった衆議院選挙は小選挙区と比例代表を合わせた465議席の配分が決まった。自民党は選挙前の276議席から減らしたものの、単独で国会を安定的に運営するためのいわゆる「絶対安定多数」の261議席を確保した。立憲民主党は選挙前を下回り100議席を割り込んだ。一方、日本維新の会は選挙前の4倍近い議席を獲得し第三党に躍進した。野党共闘を推し進めた結果だが、いま一つ国民への理解が得られないことが表れた。

(2) 7月10日投票となった第26回参議院選挙は、参院選を争った計125議席が確定した。各党の獲得議席は自民党63、立憲民主党17、公明党13、日本維新の会12、共産党4、国民民主党5、れいわ新選組3、社民党1、NHK党1、諸派の参政党1、無所属5で確定した。

今回の選挙では、新型コロナウイルスの感染再拡大に加えてロシアによるウクライナ侵略、思うように賃金が上がらないままで食料品

やガソリン急騰などで暮らしを直撃している物価対策が問われたが、選挙終盤の7月8日に安倍晋三元首相の襲撃される事件が起こり、民主主義に対する暴挙だという声が与野党から上がり、「民主主義の根幹である選挙が行われている中で起きた卑劣な蛮行であり、決して許すことはできない」と犯行を候補者全員が糾弾し、改めて民主主義の重要性が認識されるという、異常事態で投票が行われた選挙だった。

結果をみれば、自民党が選挙区選、比例選とも着実に議席を伸ばし、単独で改選定数124の過半数である63を確保する一方で、立憲民主党は改選議席を大きく下回った。このため、争点にもなっていた野党がそろって掲げていた物価対策の中で消費税の減税は見送られたことになるともいわれている。産経新聞は「改憲勢力3分の2大幅超」との見出しで、憲法改正に前向きな自民、公明、日本維新の会、国民民主党の「改憲4党」で、改憲の発議に必要な3分の2の議席(166議席)も維持したとしており、今回の参院選で大勝し、一定の求心力を得た岸田首相が、解散・総選挙を選択しなければ、次の参院選が行なわれる2025年の夏まで、選挙を心配せずに国政の課題に取り組むことができる。今後、憲法改悪の動きはすすむと見ることが必然で、平和憲法を守る取り組みを我々労働者が皆とすすめる必要がある。

VI. 港湾労働者の取り組み

1. たたかひの経過

(1) 日興サービス分會闘争
検数事業体での指定事業体労働者に対するたたかひとするため、「日興サービス分會闘争」を全国闘争として位置づけたたたかひを取り組んできた。

われることとなった。

②10月12日に名古屋高裁で判決が出たが、残念ながら請求棄却となった。地裁判決と同じく日検の悪質な違法性や隠匿性は認められたが、偽装請負終了後1年が経過していることや信義則違反は故意に妨害したものではないなど、まったくもって不当な判決だった。名古屋支部・阪神支部は即座に最高裁へ上告することを確認した。

③2月21日、国土交通省において港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れをおこなった。国土交通省から港湾局経済産業課・奈良和美課長他3名が出席、全港湾は鈴木(龍)副委員長、畠山副委員長、川村中執、新妻中執、橋崎中執、名古屋支部・西脇書記長、中央本部2名が参加した。冒頭、鈴木副委員長が挨拶し申し入れを提出した後、松永書記長より港湾秩序の安定と港湾労働の確保の観点から、諸問題について申し入れ主旨について説明をおこない意見交換を開催した。

④3月9日の第5回常任中執にて確認された、「地位確認請求事件公正な判決を求める要請書」について、修正があったため、3月15日に再送した。

⑤4月20日、全国港湾において、労働検数・検定小委員会と労働指定事業体部会が合同で開催され、今日までの経過報告の後、当面の取り組みについて、協議をおこない、i. 標準者賃金の定義改定について、協議にあたっては現行標準者賃金252,000円を維持し、4月7日の折衝のメンバーを中心に進めていく。

ii. 週休二日制の履行について、各社の進捗状況について求めていく。iii. 港湾法の全港・全職種適用について、検数・検定事業者としての考え方を標準者賃金同様に協議の場を作り求めていく。iv. 指定事業体の係る問題について、「本来の姿に戻す」ために、折衝のメンバーで労使協議を重ねていくことが確認された。

名古屋支部・西脇書記長、日興サービス分會・上條分會長(他2名)の5名が最高裁判所へ「地位確認請求事件公正な判決を求める要請書」(個人・10、407筆・団体・320筆)の提出及び要請行動を取り組んだ。

⑦5月27日、最高裁判所から上告不受理決定通知が届き、「申込みみなし制度」における司法での日検への直接雇用闘争が終結した。

⑧司法での結果は残念な結果であったが、全国港湾での産別運動、立法・行政への要請行動等の運動を今後取り組むこととした。

(2) 能代闘争
①7月5日～6日、能代運輸が訴えていた独禁法問題で公正取引委員会から口頭注意が通達されたことを受けて、東北地区港湾とともに秋田港湾空港課、秋田運輸支局と交渉をおこない、秋田海陸運送と今後の対策について意見交換をおこなった。また、東北地区港湾より秋田コンテナカンパニーと労使協定を締結したこと

の報告があった。
②7月15日に能代運輸よりA C T Cに対する報告が出された。その後の9月15日にA C T Cより回答書が発出された。

③8月6日、秋田支部内にて能代闘争での契機となった「公取による口頭注意」の判断について、古川弁護士を講師に招き学習会を開催した。参加は東北地区港湾と全国港湾より能代問題対策委員の竹内副委員長も参加した。

④8月18日、能代運輸(株)対策委員会が開催され、秋田港で行われた学習会での古川弁護士の意見書と報告書を題材に、今後の取り組みについて協議をおこなった。また、能代対策委員会の正式名称を「秋田港における産別協定順守対策委員会」とすることの確認をおこなった。
⑤8月26日、国交省港湾経済課に訪問し、奈良和美課長に対して秋田港における産別協定違反行為を能代運輸がおこなって

いることの報告と港湾運送事業法の一般的な解釈基準等の申し入れ内容に関しての事前調整をおこなった。

⑥9月8日、第1回中央執行委員会において、全国闘争である「能代問題」について闘争基金より活動費として20万円を東北地本へ支払うことを確認した。
⑦11月10日～11日、秋田港において、「秋田港に産別協定を守らせる決起集会」と「能代運輸申し入れ行動」が組織部会と東北港湾、秋田港湾労組とで開催された。初日の決起集会では、秋田支部内に150人が結集し、各組織代表者のあいさつの後、全国港湾玉田書記長より基調報告を受け、今日までの全港湾での取り組みの報告の後、藤川秋田支部委員長の団結カンパニーで集会を終えた。11日には、早朝より能代運輸本社前に移動し、代表者10名によって申し入れ行動がおこなわれた。申し入れ行動報告で、能代運輸は、「我々のやろうとしていることは衰退する秋田港を憂いでいることは衰退する秋田港を憂いでいることであり、侵食とは考えていない」や「既存事業者が現状を理解し、対策を万全にするならば、我々が出る幕はない」など、自社の考え方を表明した。さらには、「新規航路・新規貨物の誘致は既存事業者を侵食するものではないし、これまででも既存の貨物を侵食したことはない」として、新免申請の意図を隠さなかった。これを受け、全国港湾・全港湾は全国に波及する問題であり雇用と職域を守る大きなたたかひとして、「秋田港湾湾秩序維持協議会」の開催や行政申し入れの強化、国会対策など一層の取り組みを強化することを確認した。

⑧1月7日、東北地本より、秋田港における「6者会議」が1月19日の午前に開催されることが決定し、全国港湾、全港湾本部へ参加要請があった。
⑨1月18日～19日、秋田港において、「6者会議」が開催され、秋田港における将来を見据えた協議と6者による確認書の再協定を「能代運輸労働組合」を加えて締結することを出来なかった。

⑩2月21日、国土交通省において港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れをおこなった。国土交通省から港湾局経済産業課・奈良和美課長他3名が出席、全港湾は鈴木(龍)副委員長、畠山副委員長、川村中執、新妻中執、橋崎中執、名古屋支部・西脇書記長、中央本部2名が参加した。冒頭、鈴木副委員長が挨拶し申し入れを提出した後、港湾秩序の安定と港湾労働の確保の観点から、諸問題について申し入れ主旨について説明をおこない、能代闘争問題に対しても、安易な限定許可解除をおこなわないように申し入れられた。

⑪4月12日、東北地方本部と中央港湾団交の経過と今後の進め方について検討をおこなった。
(3) 横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題
①11月15日、横須賀市みなと振興部港湾整備課より出されていた、「横須賀港の港湾計画改訂」についてのパブリックコメントを横須賀支部が提出したことの報告があった。

②12月23日に神奈川県地区労使協議が開催され、12月25日には横須賀新港ふ頭へP C C船のテスト入港が行われ、早朝より中央本部と横須賀支部にて視察をおこなった。
(以降の取り組み経過は全国港湾のたたかひ)
③5月31日、横須賀新港フェリー就航問題について、国交省が仲介するとの考えがあるとの情報が急遽入ったため、6月の街宣行動について検討した結果、行動の延期を確認した。
④6月15日、横須賀港運協会にてフェリー1問題の当該港運事業者2社との意見交換会をおこない、3者協議での要点事項

えて締結することを確認した。

⑥6者協議で確認した、労使確認書が1月19日付で届いたが、「能代運輸労働組合」を加えて締結することは出来なかった。

⑦2月21日、国土交通省において港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れをおこなった。国土交通省から港湾局経済産業課・奈良和美課長他3名が出席、全港湾は鈴木(龍)副委員長、畠山副委員長、川村中執、新妻中執、橋崎中執、名古屋支部・西脇書記長、中央本部2名が参加した。冒頭、鈴木副委員長が挨拶し申し入れを提出した後、港湾秩序の安定と港湾労働の確保の観点から、諸問題について申し入れ主旨について説明をおこない、能代闘争問題に対しても、安易な限定許可解除をおこなわないように申し入れられた。

⑧4月12日、東北地方本部と中央港湾団交の経過と今後の進め方について検討をおこなった。
(3) 横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題
①11月15日、横須賀市みなと振興部港湾整備課より出されていた、「横須賀港の港湾計画改訂」についてのパブリックコメントを横須賀支部が提出したことの報告があった。

②12月23日に神奈川県地区労使協議が開催され、12月25日には横須賀新港ふ頭へP C C船のテスト入港が行われ、早朝より中央本部と横須賀支部にて視察をおこなった。
(以降の取り組み経過は全国港湾のたたかひ)
③5月31日、横須賀新港フェリー就航問題について、国交省が仲介するとの考えがあるとの情報が急遽入ったため、6月の街宣行動について検討した結果、行動の延期を確認した。
④6月15日、横須賀港運協会にてフェリー1問題の当該港運事業者2社との意見交換会をおこない、3者協議での要点事項

えて締結することを確認した。

を確認した。

⑤6月18日、25日、国交省と横須賀新港フェリー問題について、振興協議会の進捗状況と横須賀港運協会との労働組合との確認事項について、折衝をおこなった。

⑥7月5日、国土交通省・神奈川県港運協会・横須賀港運協会と横須賀フェリー問題について協議をおこなった。国交省は現段階での合意(案)を説明したが、港運協会と組合はi. 既存の港運事業者への謝罪が必要、ii. 2月からPCC船が入港していないことへの補償、iii. 車路を含む港湾施設のレイアウト変更、の3点について要求し、当初の目標であった7月6日での合意は出来ないとした。国交省は再度調整を図るとして協議を終了した。

⑦7月15日、第14回中央執行委員会が開催され、報告事項を確認し、検討事項として横須賀新港埠頭のフェリー就航問題について、市側との基本合意を確認するが、今後はフェリー確認書に基づき、日港協を仲介としたフェリー協議の開催の取り組みを確認した。

⑧8月5日、横須賀港運協会と現業部会とで、「横須賀新港振興協議会」で、横須賀市側と基本合意がなされたことを受けて、具体的な内容について意見交換会をおこなった。

⑨11月15日、横須賀市みなと振興部港湾整備課より出されていた、「横須賀港の港湾計画改訂」についてのパブリックコメントを横浜支部が提出したことの報告があった。

⑩12月23日に神奈川県労使協議が開催され、12月25日には横須賀新港ふ頭へPCC船のテスト入港が行われ、早朝より中央本部と横浜支部にて視察をおこなった。

⑪12月23日、横須賀フェリー問題について、神奈川県労使協議が開催され、組合側は、中央でのフェリー協議について文書による対応が検討されていること

を紹介し、日港協に働きかけるなどの協力を要請するとともに、本件で現場での仕事を確保するために共同対応をしていきたいことを要請した。業側は、「共存」の難しさを披瀝しつつ、業界の問題として対応したいとした。また、日港協に対して「何らかの関与」を申し入れることを約した。

(4) 非効率火力発電所の休廃止に伴う問題

①6月21日、22日、第1回地方港対策会議が開催され、火力発電所休廃止問題でのエネルギー庁による「中間とりまとめ」の説明会を資源エネルギー庁とのリモートでおこなった。

その後、各地方報告の後、石炭荷役問題に関する今後の取り組みと議員懇談会の設立に向けて検討した。また、秋田港での能代問題の報告を受け、対応について検討をおこなった。

②10月4日、エネルギー基本計画に対するパブリックコメントが締め切られたので、ここに取り組みを集約した。なお、日本海地本においても取り組みがおこなわれた。

③2月21日、国土交通省において港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れをおこなった。

④6月24日、北海道電力は、空知地方にある石炭火力発電所2か所を5年後の2027年に廃止すると発表した。廃止の理由について北電は「老朽化していることに加え、脱炭素を進める政府の方針を考慮した」としている。北海道電力が廃止するのは、空知の奈井江町にある奈井江火力発電所の1号機と2号機と砂川市にある砂川火力発電所の3号機と4号機で、廃止する時期は、5年後の2027年3月末を予定している。廃止の理由について北電は、これらの発電所が運転開始から40年以上経過して老朽化していることに加え、脱炭素を進めるため政府が打ち出した発電効率の悪い石炭火力発電所を順次廃止していく方針を考慮したということです。跡地については地

元と協議するとありますが、そこには地域経済や雇用、影響を与える事業者への説明はないままです。砂川火力発電の石炭荷役は全港湾留萌支部組合員の所属事業者が一手に受けており、廃止となると全く仕事なくなる雇用問題となる。

(5) 自動化・機械化(RTG遠隔操作導入事業)に対する問題

12月8日、三港会議が開催され、各港報告の後、RTG遠隔操作化での作業基準等について、地方港に応じた確認書を模索することを確認した。

(6) 港湾政策議員懇談会設立について

①4月5日、全港湾政策推進議員懇談会設立について、近藤昭一衆議院議員と設立総会日程及び役員構成など打合せをおこなった。

②6月3日、衆議院第二議員会館地下会議室において、全港湾政策推進議員懇談会結成総会を開催した。全港湾からは真島中央執行委員長をはじめ18名の役員が出席するとともに、全国港湾より柏木中出議員ととも、全港湾より柏木中出議員委員長他4名が出席した。政策推進議員懇談会は衆議院議員・参議院議員あわせて14名が参加された。冒頭、組織を代表して真島委員長より挨拶を述べ、続いて、全国港湾の柏木委員長より「全港湾政策推進議員懇談会の結成をお祝いするとともに、今後とも産別要求実現のため全港湾と連携して共に活動を進めたい」と述べられた。総会を開催するに当たり、運営要綱の提案並びに役員を選出が行われ、会長に近藤昭一衆議院議員、事務局長に勝部憲志参議院議員が選出され、会長に就任された近藤昭一議員より「港湾の重要性を共有し、課題解決にむけて全体で取り組みたい」と力強い挨拶をいただいた。続いて、全港湾政策課題における現状と課題について松永書記長より問題提起を行い、それぞれ意見交換を行った。その後、各参加の議員より多くの質問があり意義ある意見交換となった。最後に、顧問に就任した玉木雄一郎国民党代表より閉会の挨拶をい

ただき結成総会を閉会した。

2. たたかひの妥結内容と総括

21年度の港湾労働者のたたかひは、「日興サービス分會闘争」や「能代闘争」、「横須賀新港ふ頭におけるフェリー就航問題など、全国港湾を巻き込んだたたかひとなりました。中央委員会や中央執行委員会では「もつと全港湾独自のたたかひを」などの意見も出しましたが、指定事業体問題では、全国港湾で指定事業体部会との連携も必要であり、能代闘争では、「新規参入反対闘争」の経過もあり、全港湾独自のたたかひとはなりませんでした。国交省へは独自の要請行動や折衝を取り組みました。また、横須賀の問題は当該の組合員・事業者とも密に連絡を取りながら市側との協定を結び、これまで地区港運協会任せだった日港協を引きずり出す事が出来た。さらには、港湾政策での諸課題解決に後押しとなる「港湾政策議員懇談会」を設立することが出来ました。これはひとえに各地方での選挙運動のたまものであり、日港協の運動があったがその成果と言えます。とはいえ、各課題は解決したわけではありません。更なる課題がみえています。その一つの問題に全港湾がまず対応し、組合員の共通問題としながら、たたかひのためにあらゆる団体・組織と共闘しながらたたかひをすすめます。

の交渉を、中央執行委員会を中心におこなった。また、政党要請行動は、衆議院選挙の関係で、日程を調整して、12月2日に立憲民主党、7日に日本共産党と国民民主党に出向き各単組代表者が参加して要請行動をおこなった。

(2) 22春闘中央行動が、3月10日、11日の2日間を中心に取り組まれた。コロナ感染防止の観点から、中執・港運同盟役員及び、課題に直結する地区代表を中心とした編成で、行政・ユーザー交渉(国交省・厚労省・経産省・エネルギー・消防庁・外船協及び貿易会)をおこなった。また、4月5日(火)には、財務省と協議を行った。国交省には全港湾課題も申し入れたが、各課題とも「港運労政懇話会など、全国港湾・港運同盟との意見交換の場を活用し、引き続き積極的な情報共有・意見交換を行い、施策内容の改善を図ってほしい」とであった。(詳細は全国港湾議案書にて)

(3) 全国港湾のたたかひ

①8月20日、名古屋RTG遠隔事業の稼働に関し、NUCT社より「作業基準確認書(案)」が出されたことから、RTG遠隔事業に関するWG委員が名古屋と内容確認と問題点について協議をおこなった。

②8月23日、労側検査部会・指定事業体合同部会がリモートで開催され、今日までの取り組みの報告とi. 標準者賃金の改定について、ii. 週休二日制の履行について、iii. 指定事業体課題について検討がおこなわれた。各課題での検査部会の考え方を提起し、検討をおこなった

③9月15日、16日、第14回定期大会がリモートにて開催され、提出議案について討議をおこない、すべて承認された。また大会終了後に第1回中央執行委員会が開催され、i. 定期大会で提案された中執で検討するとした事項、あるいは新たな課題について、ii. 当面する課題について、iii. 機関会議の日程と組織運営・執行体制について、iv. ITFからの争議支援要請について、v. 各単組の各地区港湾の大会日程について、討議・確認をおこなった。

④9月29日、RTG遠隔操作WGが開催され、組合側の協議経過と考え方を改めて提起し、修正が出来れば了承する旨を伝えた。業側は「地区港湾労使での確認が必要となるので、時間が欲しい」とし、中央労使での検証を10月14日の労使政策委員会終了後に自動化・機械化労使協議会を開催し確認したいとした。

たたかひの経過

(1) 21年秋年末中央行動が11月17日、18日の2日間にわたり取り組まれた。今回も20春闘中央行動以降と同様に新型コロナウイルス感染症予防のために動員を絞り込み、中央執行委員と課題別での地区港湾からの参加でおこなった。17日は国土交通省と厚生労働省との交渉を44名の参加でおこなった。18日には、経済産業省とエネルギー庁、消防庁、外国船舶協会と

Ⅶ. 港湾労働者の政策課題の取り組み

1. たたかひの経過

(1) 21年秋年末中央行動が11月17日、18日の2日間にわたり取り組まれた。今回も20春闘中央行動以降と同様に新型コロナウイルス感染症予防のために動員を絞り込み、中央執行委員と課題別での地区港湾からの参加でおこなった。17日は国土交通省と厚生労働省との交渉を44名の参加でおこなった。18日には、経済産業省とエネルギー庁、消防庁、外国船舶協会と

の交渉を、中央執行委員会を中心におこなった。また、政党要請行動は、衆議院選挙の関係で、日程を調整して、12月2日に立憲民主党、7日に日本共産党と国民民主党に出向き各単組代表者が参加して要請行動をおこなった。

(2) 22春闘中央行動が、3月10日、11日の2日間を中心に取り組まれた。コロナ感染防止の観点から、中執・港運同盟役員及び、課題に直結する地区代表を中心とした編成で、行政・ユーザー交渉(国交省・厚労省・経産省・エネルギー・消防庁・外船協及び貿易会)をおこなった。また、4月5日(火)には、財務省と協議を行った。国交省には全港湾課題も申し入れたが、各課題とも「港運労政懇話会など、全国港湾・港運同盟との意見交換の場を活用し、引き続き積極的な情報共有・意見交換を行い、施策内容の改善を図ってほしい」とであった。(詳細は全国港湾議案書にて)

(3) 全国港湾のたたかひ

①8月20日、名古屋RTG遠隔事業の稼働に関し、NUCT社より「作業基準確認書(案)」が出されたことから、RTG遠隔事業に関するWG委員が名古屋と内容確認と問題点について協議をおこなった。

②8月23日、労側検査部会・指定事業体合同部会がリモートで開催され、今日までの取り組みの報告とi. 標準者賃金の改定について、ii. 週休二日制の履行について、iii. 指定事業体課題について検討がおこなわれた。各課題での検査部会の考え方を提起し、検討をおこなった

③9月15日、16日、第14回定期大会がリモートにて開催され、提出議案について討議をおこない、すべて承認された。また大会終了後に第1回中央執行委員会が開催され、i. 定期大会で提案された中執で検討するとした事項、あるいは新たな課題について、ii. 当面する課題について、iii. 機関会議の日程と組織運営・執行体制について、iv. ITFからの争議支援要請について、v. 各単組の各地区港湾の大会日程について、討議・確認をおこなった。

④9月29日、RTG遠隔操作WGが開催され、組合側の協議経過と考え方を改めて提起し、修正が出来れば了承する旨を伝えた。業側は「地区港湾労使での確認が必要となるので、時間が欲しい」とし、中央労使での検証を10月14日の労使政策委員会終了後に自動化・機械化労使協議会を開催し確認したいとした。

いくことが確認された。

⑤9月3日、第7回港湾労政懇談会がオンラインで開催され、国交省より、i. 港湾労働者不足の実態調査のその後について、ii. 来年度予算概算要求の概要について説明を受けた。組合側からは、i. 横須賀新港フェリー問題、ii. 秋田港における産別協定履行に係る問題、iii. 都労委命令に係る問題、iv. 外来トレーラーの自動走行実証実験について、v. RTG遠隔操作化事業に応募状況と現場実態について、vi. 老朽化火力発電の石炭荷役に係る問題について、提起をおこなった。国交省からの明確な回答はなかったが、引き続き協議をおこなうことを確認した。

④9月13日、RTG遠隔操作WGが開催され、「鍋田ふ頭コンテナターミナル遠隔操作RTGに係る暫定作業基準確認書(案)」について、労使で検討をおこなったが、地区労使での検討状況を踏まえ、まだ詳細部分での協議が必要として、双方持ち帰り検討することとなった。

⑤9月15日、16日、第14回定期大会がリモートにて開催され、提出議案について討議をおこない、すべて承認された。また大会終了後に第1回中央執行委員会が開催され、i. 定期大会で提案された中執で検討するとした事項、あるいは新たな課題について、ii. 当面する課題について、iii. 機関会議の日程と組織運営・執行体制について、iv. ITFからの争議支援要請について、v. 各単組の各地区港湾の大会日程について、討議・確認をおこなった。

組合側は当該地区港湾には10月8日(中央執行委員会)までに確認をとるとして、最終回答は中執確認とすることを伝え終了した。

⑦10月14日、労使政策委員会が開催され、日港協は冒頭に年末年始例外荷役の要請をおこない、組合側の申し入れ課題についてはほぼゼロ回答というものだった。

⑧10月14日、第2回常任中執が開催され、労使政策委員会の報告受け、今後の対応と全国決起集会について協議・確認をおこなった。年末年始例外荷役の要請については、日港協の誠意ある姿勢が全く見られないとして、今年度は受けないと確認した。同時にこの状況を全国決起集会で訴え、組合員の理解と協力を仰ぐこととした。同日、全国決起集会がリモートで開催され、労使政策委員会の報告や独禁法問題、横須賀新港ふ頭フェリー就航問題等での日港協の責任のなさを報告をおこない、年末年始例外荷役の要請を受けたいことを表明した。

⑨10月18日、適正料金収受関係労使プロジェクトチーム(仮称)が開催され、冒頭、日港協は「認可料金問題は、元請・事業者に関わる重要な問題なので、組合と同一方向で進めたい」とした。組合側は「認可料金復活を命題」として、国・日港協・組合でできる方策を考えたいとしたうえで、次の2点について強調した。①日港協から国・国交省へ使用者側の意思表示を明確にし、協議の場を設けること。②陳情も含め、国会議員への働き掛けを模索すること。日港協は「個別料金ではなく、適正料金の収受に向かったの方法を模索するために労使でやっていきたい」とし、引き続き協議を進めることを確認した。

⑩10月22日、国交省との第9回港湾労政懇話会が開催され、国交省より、i. 横須賀港における諸問題について、ii. 港湾における石炭荷役の取り扱い状況についてと、引き続きエネ庁との連携はと

りたい。iii. 港湾労働者不足アクションプランの検討スケジュールについて、説明があった。組合側はi. については、港湾審議会に港湾労組を入れること、ii

・労働者保護の施策を求める、③労働者不足は労働条件の劣化であり、そのためにも港湾労使にて「適正認可料金関係労使プロジェクトチーム」を設置したので、国交省にも協力を願うとの発言をおこなった。また、組合側から、①中労委

問題について、「年末年始例外荷役の要請」は断っているとして、港湾を所管する官庁としての問題解決に向けての協力を願う。②秋田港での「外来トラックの自動化実証実験」について、中央労組への報告がなかったことに憤慨している。なぜ、自動車局でなく港湾経済課が関与するのか。③重量物荷役での契約と港湾運送事業法のどちらが優先されるか。④能代運輸問題での今後の取り組み方針について、⑤洋上風力発電施設に係る「自家荷役」の事務連について、意見・質問を投げた。国交省は、①民間・労使問題には関与できない。②報告が遅れたことは申し訳ない。③当然ながら、事業法が優先される。④聞くにとどめる。⑤事務連は荷役を議論し業者へのけん制の意味も含めており、解釈はグレーゾンのままが良いと考えている。(ケースバイケース)との回答をおこなった。

⑪10月28日、臨時の常任中執が開催され、労使政策委員会課題である「年末年始例外荷役」の日港協からの要請について、港運同盟との意志統一のために折衝をおこなうこととなったため、事前に全国港湾での意志固めをおこなった。⑫10月29日、日港福会館会議室において、組合の主張・立場を明らかにするために記者会見がおこなわれた。この記者

会見は全国の仲間周知するために各単組・地区港湾においても視聴できるようにZOOM視聴とYouTube動画配信も同時に行われた。⑬11月2日、地区港湾事務局長会議が開

催され、21秋年末行動について各地区から報告を受けた後、年末年始例外荷役について、意見交換をおこなった。各地区からは港運同盟との関係上、一番困るのは現場が混乱することなどの意見が出され、混乱することのない様な執行部の判断が求められた。その後、22春闘準備・方針について検討をおこない、最後に機関会議等の日程を確認して終了した。

⑭11月19日、労使政策委員会が開催され、冒頭、日港協からは労使関係を正常化に戻すには、産別最低賃金の問題解決が必須であるとの認識を表明したうえで、会員店社の経営に影響が出ないことが確認できれば、速やかに交渉に応じることができ、正常な労使関係に戻す重要な要件であるとの認識があるとした。

このことをもって、年末年始例外荷役の実施をお願いするとして、組合側は日港協の発言は歓迎するとし、出来るのであれば、司法の判断を求めるまでもなく、常に労使協議をすすめて、正常な労使関係に戻す判断をすべきと要請した。そのうえで、年末年始例外荷役の実施について、日港協の要請に応じるとした。

⑮12月2日、立憲民主党との「港湾政策並びに港湾労働に係る意見交換会」に松谷次長が参加し、港湾運送事業基盤の安定に資する課題、港湾政策に係る諸問題、老朽化石炭火力発電所の削減政策石炭火力発電問題について問題提起をおこなった。⑯12月17日、労使安全専門委員会が開催され、i. 放射線検査労働者の健康診断について、ii. コンテナ多段積について、iii. その他、(フルハーネスの義務化)について協議し、i. に関して、業側は検査事業者における1日当たりの平均就労人数を提示してきたが、組合は協定にある台帳に基づく、検査にあたる総人数の提示と健康診断に関する補助・助成制度の確立を求めた。ii. については、10段での申請だが、組合側は過

去の協定に基づくことと、現地での検証が必要とし、持ち帰り検討するとして。iii. については、引き続き協議することを確認した。

⑰同日、労災企業補償WGが開催され、まず、業側から、「労災補償実態調査アンケート結果」の報告があり、上乗せ事業者は601社中380社で、1級平均は3、164万円との結果であった。組合側は、まずは、産別制度の確立に向けた労使協議を促進することが前提であり、そのうえで金額の引き上げが必要であるとの主張をおこなった。業側は「産別制度確立は大変難しいが、組合の要請を踏まえて、ガイドラインを示すなどメッセージ性の強いものができないか」を検討するとして。

⑱1月13日、横浜関連職種地区労使協議が開催され、「関連職種の産別協定履行」や「週休二日制並びに65歳定年制の実施」の課題について申し入れをおこなった。業側は関連事業団体として港運協会やエージェンツへ要請文を提出することを約した。

⑲1月18日、第2回(全)50周年準備委員会が開催され、予算見積もりについて500万円程、招待者については各単組持ち帰り検討、全国港湾での招待については三役を中心に各単組5名程度を確認し、記念事業として「港湾労働政策研究所(仮)」について、検討をおこなった。

⑳1月18日、19日早朝よりNUCTの視察を行い、作業基準が守られているかの確認をおこない、午後より当該の港湾労組との意見交換をおこない、その後、名古屋地区港運協会と意見交換をおこなった。

㉑1月21日、第10回港湾労政懇話会が開催され、国交省より、i. インランドデボ等に係る意見交換について、ii. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の港湾運送の確保について、iii. 港湾労働者不足対策アクションプラン骨子案につ

いて、提起・説明を受け、組合側からはi. 非効率化石炭火力発電施設の休・廃止にかかる問題について、ii. 認可料金の復活・適正料金の収受に向けた取り組みについて、iii. 横須賀新港ふ頭へのフェリー就航に伴う問題について、iv. 秋田港における港湾秩序維持について、v. 賃金引き上げのための要請をおこなった。

㉒3月23日、労政審港湾専門部会が開催され、港湾雇用安定等計画の進捗状況、港湾労働専門委員会報告書の進捗状況について、審議をおこなった。

㉓4月5日、T-3パスに10機が導入された、名古屋港NACTターミナル視察をおこなったが、10機に対し5名での操作など作業基準通りにはなっていない。その後、名古屋港運協会と協議をおこない、作業基準の遵守とゲーとオープン早期申請について、提起をおこなった。

㉔4月7日、全国港湾の第10回中央闘争委員会では、i. RTG遠隔操作(名古屋港)における視察について報告があること。ロ、T-2パス稼働にあたっては事前協議が必要だが、現状では了解できないことの確認をおこなった。検討事項では、i. 横須賀新港ふ頭でのフェリー就航問題で、早急なる4者協議の開催を求め、具体的な「雇用保障」について協議していくことを確認し、ii. 秋田港における雇用秩序の課題については、「日港協の港運秩序維持に立脚した責任」を明確にしていくこと。具体的には6者協議での協定に東北港運協会も加わるように求めていくことを確認した。

㉕4月14日、第4回中央闘争委員会(第11回中執)が開催され、第5回中央港湾団交に係る確認と今後の取り組みについて討議をおこなった。

㉖4月同日、労働検数・検定小委員会と労働指定事業体部会が合同で開催され、今年までの経過報告の後、当面の取り組み

について、協議をおこない、i. 標準者賃金の定義改定について、協議にあたっては現行標準者賃金252,000円を維持し、4月7日の折衝のメンバーを中心に進めていく。ii. 週休二日制の履行について、各社の進捗状況について求めていく。iii. 港労法の全港・全職種適用について、検数・検定事業者としての考え方を標準者賃金同様に協議の場を作り求めていく。iv. 指定事業者に係る問題について、「本来の姿に戻す」ために、折衝のメンバーで労使協議を重ねていくことが確認された。

㉗4月22日、第2回賃上げ共闘会議が開催され、各単組の賃上げ状況を共有するとともに、大幅賃上げに向けて22春闘情報を発信することを確認した。

㉘5月25日、第6回合同中央闘争委員会(第13回中執)が開催され、報告事項の後、次の検討事項について確認した。i. 第6回中央港湾団交について、5月22日のストは延期し、賃上げの経過を見据え必要とあれば改めてスト実施期日を知照すること。ii. 22春闘の今後の取り組みについて、i. 賃上げ未解決への支援と連帯。ロ、下払いの検証。ハ、2点の状況を見極め通告の判断をおこなう。iii. 22春闘中間総括について、iv. 石綿被災者救済の取り組み支援について、v. 50周年記念事業の進捗状況について、vi. 21年度財政報告について。

㉙5月31日、書記長会議が開催され、i. 22春闘の今後の取り組みについて、ii. 行政申し入れの取り組みについて検討をおこなった。

㉚6月6日、第13回常任中執が開催され、報告事項の後、i. 22春闘の今後の取り組みについて、ii. RTG遠隔操作化事業の公募について、iii. 22春闘(中間)総括について、iv. 50周年記念事業について、v. 中央労働委員会に係る諸費用の見直しについて、vi. 22年度運動方針案の起案について、検討を

おこなった。

③6月9日、港湾の自動化・機械化に係るWGが開催され、冒頭日港協より東京港におけるRTG遠隔操作化事業の公募について、説明がおこなわれ、現状のキャリア方式からテナ方式に変える際、遠隔操作を導入したいとし、来年4月から工事を開始し、詳細については今後、地区労使で都度協議していくこととした旨の提起があった。組合は結論として「拒否する」と返答をおこない、名古屋におけるRTG遠隔操作の協定不履行問題が解決しない限りは受け入れられないとした。

④6月15日、第6回中闘(第13回中闘)が開催され、報告事項を受けた後、次の項目について協議をおこない、i. 22春闘の今後の取り組みについて、折衝に向けてポイントを精査したうえで、団交再開の判断も含めて、中央執行委員長と折衝委員に委ねることを確認した。

ii. RTG遠隔操作化事業の公募と中央確認書に基づくWGの開催について、日港協が是正に向けて動くことが前提となることや名古屋港から本部書記局の来訪が求められていることから、(玉田、竹内)を偏することを確認した。iii. ON Eの航路再編などに係る事前協議について、検証と船社による雇用保障を求めることとし、その結果を見極めて対応することを確認した。iv. 22春闘(中間総括)について、中執各位の意見を踏まえ加筆・修正することとした。v. 50周年記念事業について、準備委員会の案について確認した。vi. 中央労働委員会に係る弁護士費用の見直しについて、300万円を400万円に修正し、春闘会計の闘争対策費より支出することを確認した。vii. 22年度運動方針案の起案について、7月中執でまとめることとした。viii. 第15回定期大会の準備について、形式は従来通り、或いはリモート開催のいずれかとし、7月中執で決定することを確認した。ix. 財政報告等について収

支状況を確認した。

2. たたかひの妥結内容と総括

21年度のたたかひは、「独禁法抵触論」を振りかざす日港協に対し、「正常な労使関係に戻す」取り組みを基本とし、港湾労働者のエッセンスアルワークスとしての相当な対応を求める運動を展開しました。一方で、諸課題については全港湾課題に対する取り組みだったと言っても過言ではありません。指定事業体問題、秋田港の港湾秩序維持問題、横須賀フェリー問題と様々な問題を取り組んできました。これらについても解決には至ってませんが、全港湾も一体となったたたかう必要があると考えます。新型コロナウイルスの影響で組合員との対面での機関会議が少ないため、取り組みに対するもどかしさもあると思いますが、リモートやZOOM・YouTubeなどを積極的に活用して、「魅力ある港湾産別」を目指さなければなりません。

VIII. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者の取り組み

1. たたかひの経過と総括

(1) 12月16日、海コン・トラック合同部会がリモートで開催され、第6回労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会など厚生労働省や国土交通省での審議経過について及び岡山副委員長より、海コン・トラックに係わるトピックスについて報告及び解説をおこなった後、各地方より取り組み報告を受けた。協議事項として2022年要請書案を検討し前回の要請と回答を踏まえ、現状と課題を議論し地域別の課題など意見反映することとし、2022年1月末までに各地方の意見をまとめ、加筆・修正・補強し2月中旬に事務局案を提出することとした。その要請書を踏まえ各地方において運輸局交渉などを取り進むこととし、5月6日に開催する第2回対策会議時に国土交通省・厚生労働省へ海コン・トラック・バス・タクシー合同

で要請行動をおこなうことを確認した。

(2) 12月21日、バス・タクシー対策会議が神戸支部内会議室で開催され、第6回労政審委員会の資料に基づき、主に改善基準告示の見直しを巡る専門委員会の現状について報告を受けた。次に、バス・タクシーの各分会から、現状について報告を受けた。協議事項及び確認事項は海コン・トラックと同様とした。

(3) 3月8日、第12回海コン陸上運送安全対策会議が開催され、①国際海上コンテナの横転事故等の発生状況について、②令和3年度の活動報告について、③国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果について、協議をおこなった。

(4) 6月7日、第2回海コン・トラック・バス・タクシー合同対策会議が開催され、一日目は岡山副委員長より改善基準告示、運賃・料金の収受の改善(標準運賃の大臣告示を受け届出料金の改訂など)、事故防止交通安全問題など報告及び解説をおこなった後、各地方より地方運輸局交渉の取り組みなどの報告を受けた。その後、交

と、126名の減少となりました。各地方

支部の取り組みもあり、10,000人は維持しているものの、減少する結果となった。

(2) 全国における地方本部、支部、分会の推移は、地方本部で9地方本部、支部で46支部(前年47支部)、分会では395分会(前年405分会)と10分会が消滅した。

2. 組織強化の取り組み

(1) 8月2日、第1回組織部会を開催し、中央本部より①片柳書記の問題について、②日興サービスマン分會闘争について、③横須賀新港フェリー闘争について、④能代闘争について、報告を受け、意見交換をおこなった。特に能代闘争については財政支援として中央闘争基金の活用が要請があった。議題では、①緊急事態下におけるリモート大会の総括については、②規約・内規については、中執での確認は出来るが、大会への提案は代議員が全員参加できる大会での提案が望ましい、③執行委員会のタレットの活用については、おおむね賛成だが、費用を抑えられないか、等の意見が出された。

(2) 10月27日、教宣部会がリモートにて開催され、①組織拡大キャンペーンについて、②第53期中央労働講座について、③「港湾労働」「ブレイクタイム」の編集について、④「ホームページ」について、⑤発行部数についての検討をおこなった。部会では、中央労働講座の開催を望む声が多数出された。

(3) 12月7日、青年対策代表者会議が開催され、各地方での活動報告を受け、第23回青年対策交流会と沖繩平和行進について検討をおこなった。来年は沖繩復帰50周年となることから、交流会の内容を沖繩平和行進への参加とすることを確認した。ただし、臨時での開催としたうえで、第23回は次年度にシラパレスで開催することを確認した。福島キャラバンについて

も意見が出されたが、現時点では平和フォーラムでの判断が出ていない状況だが、出来ないとした判断が出た場合でも、全港湾として取り組みを検討することとした。

(4) 2月22日、第53回中央労働講座をリモートにて開催し、正式受講者30名中29名の参加があった。講義については、特別報告として、「22春闘の重要性(真島委員長)」、講義①として、「巻原発反対運動から脱原発運動を見つめなおす(真島委員長)」、講義②として、「港湾運送事業法と雇用確保(岡山副委員長)」をおこなった。各講義とも活発な質疑が行われた。

(1) 今年度も新型コロナウイルスの影響で集会や対面での積極的な組織拡大を取り組むことは出来なかった。

3. 組織拡大の取り組み

(1) 今年度も新型コロナウイルスの影響で集会や対面での積極的な組織拡大を取り組むことは出来なかった。

X. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

1. 共闘の強化

(1) 全国港湾
①全港湾の全国闘争である、「日興サービスマン分會闘争」では、指定事業体部会を立ち上げ、取り組みを進めてはいますが、労使交渉においても、4検査事業者との交渉に際しても、日検から「訴訟中」との回答でなかなか思うように進んでいない。全国港湾方針である、「本来の指定事業体に戻すこと」の否定はしないが、日興サービスマン分會との関係で労務間での積極的な議論が必要である。

形で日港協を引き込むことができた。

(2) 海港協については中央レベルでは、交運労協内での海員・港湾部会では政策議論をはじめ、共闘の取り組みは出来ていない。しかし、各地区でのFOC・POCキヤンペーンなどの取り組みは引き続き見られるので、全国港湾との関係性もありませんが、再構築できるように取り組まなければならない。

(3) 交運労協
①7月19日、三役・幹事会がリモートで開催され、i. 役員交代について、ii. 第37回定期総会について、10月7日(木)13時より、シエラトンホテル東京にて開催。役員定数と役員推薦委員会の設置について確認した。iii. 公共交通ネットワーク委員会中間とりまとめ(案)について協議をおこない、iv. 2022年度政府予算概算要求について、7月29日、人数を絞って関係省庁に提出すること、v. 2021年春闘妥結状況について確認した。vi. タイ鉄道

労組への寄付金の取り扱いについて、日本加協として50万円の拠出を確認した。

②9月14日、海員・港湾部会が書面持ち回りで開催され、定期総会での提案事項について検討確認をおこなった。

③第2回組織財政検討委員会は9月16日に開催予定されていたが、コロナ感染防止緊急事態宣言下の中、確認事項(委員の一部変更)、報告事項(各種積立金、2021年決算報告、会費納入人員)、2022年予算(案)について書面持ち回りにて確認した。

④9月22日、三役・幹事会がリモートにて開催され、i. 第37回定期総会関係について、ii. 公共ネットワーク委員会「提言」について、iii. 衆議院選挙での推薦について、iv. 交通運輸・観光産業と雇用の維持・回復に向けた要請について、協議をおこなった。

⑤10月7日、定期総会を前に、役員選考

委員会が役員選出の最終確認をおこなった。また、三役・幹事会では議案の確認と運営について最終確認をおこない、第37回定期総会が開催された。議案については、すべてが承認され、新体制のもと運動をすすめることを確認した。なお、6年間事務局長を務められた高松事務局長が退任され、蒔田(運輸労連)事務局長が着任された。

⑥11月15日、第1回幹事会が開催され、全自交労連及び海員組合の役員改選を踏まえ副議長の変更が確認された。また、総会後の活動報告後、協議事項としてi. 2022年任務分担についてii. 政策推進議員懇談会の体制及び総会について、iii. 「悪質クレーム(迷惑行為)」アンケート調査の取り組み結果について、iv. 燃料費高騰問題への対応について協議された。

⑦12月9日、労働条件委員会が開催され、2022年春季生活闘争について、交運労協としての春季生活闘争方針(案)について議論した。春季生活闘争決起集会の開催、ポスターの確認をおこなった。

⑧12月10日、第2回幹事会が開催され、i. 22年春季生活闘争方針案について、ii. 当面する課題の取り組みについて協議をおこなった。また、会議前段で「悪質クレームアンケート調査結果」の記者発表がおこなわれた。

⑨12月13日、第1回政策委員会が開催され、i. 22年度政策・制度要求について、ii. 「悪質クレームアンケート調査結果」を受けた取り組みについて、iii. 第27回交通運輸政策研究会について協議をおこなった。

⑩12月21日、交運労協トラック部会が開催され2022年政策・制度要求(案)について協議をおこなった。

⑪12月23日、海員・港湾部会がリモートで開催され、22年度の政策・制度要求(案)について協議をおこなった。

⑫1月17日、第3回幹事会・地方代表者

合同会議が開催され、各部会、省庁関係の報告の後、i. 22年春季生活闘争の取り組みについて、方針(案)の確認、ポスターの確認、決起集会について、規模縮小・WEB会議・中止の判断は次回幹事会にて、ii. 「悪質クレームアンケート」を受けた取り組みについて、iii. 議員懇談について、iv. 第26回参議院選について、v. 第208回通常国会の対応について、vi. 燃料費高騰問題と新型コロナウイルス対策についての要望書について、協議をおこない、vi. については再度検討をおこなうことを確認した。

⑬1月21日、第2回トラック部会が開催され、第7回労政審労働条件委員会自動車運転者労働時間等専門委員会、国土交通省22年度予算、燃料費高騰問題などについて報告された。協議事項として、トラック部会の2022年政策・制度要求についての検討、燃料費高騰への対応として国土交通省に対し要請を行うことを確認した。

⑭2月14日、三役・幹事会が開催され、報告事項を受けた後、次の課題について協議・確認をおこなった。i. 22年政策・制度要求について、最終案を確認した。ii. 第27回交通運輸政策研究会について、5月23日(月)13時から都内での半日開催を確認し、全港湾参加要請4名、集会テーマ「すべての働く者が互いに尊重し、共感しあえる社会を作ろう」内容については、基調講演とパネルディスカッションを確認した。iii. 悪質クレームでの今後の取り組みについて、iv. 議員懇談会について、v. 第26回参議院議員選挙の取り組みについて、vi. 22年春季生活闘争勝利決起集会

⑮2月24日、交運労協政策推進議員懇談会の総会が開催され、新体制の確認後、i. 新型コロナウィルス対策について、ii. 燃料費高騰対策について、iii. 「社

会」の持続可能性を見据えた交通産業の将来像」について、iv. 「悪質クレームアンケート調査」について、v. 道路交通法改正法案への対応について、vi. 第26回参議院議員選挙の取り組みについて、vii. 2022年政策・制度要求について各議員と意見交換をおこなった。

⑯3月2日、第5回三役・幹事会が書面開催でおこなわれた。協議事項として、i. 第26回参議院選挙の取り組みについて、協議をおこない、構成組織・準組織内候補の推薦について確認し、ポスターの政策について確認した。

⑰3月14日、第1回組織代表者会議が開催され、松谷次長が代理参加した。会議では、i. 春闘の取り組みについて、ii. ロシアによるウクライナ軍事侵攻反対の取り組みについて、協議をおこなった。

⑱3月28日、第2回構成組織代表者会議が開催され、各構成組織における22春闘の取り組み・成果・課題について報告および意見交換をおこなった。

⑲4月4日、政策委員会が開催され、23年度予算概算要求および税制改正要望について、第27回交通運輸政策研究会(5月23日開催)について討議をおこなった。

⑳4月6日、第2回労働条件委員会が開催され、構成組織代表者会議の経過ならび各組織の春闘状況報告、意見交換をおこなった。

㉑4月11日、三役・幹事会が開催され、主に第27回交研集会、23年度予算概算要求および税制改正要望の取り組みについて協議をおこなった。

㉒4月15日、第1回国際委員会が開催され、ITF運営委員会・執行委員会およびロシアによるウクライナ軍事侵攻反対の取り組みについて報告された。また、今後のITF機関会議について日程確認をおこなった。

㉓4月20日、第1回組織財政整備検討委員会が開催され、2022年中間会計監

査報告、2023年の組織人員の確認をおこなった。ITF本部への会費納入については、大幅に円安に振れたため300万程度の為替差損が生じている。2023年予算(案)の策定については9月の第2回組織財政整備検討委員会で提起される。全港湾の加盟人数は8,640人の予定。

㉔4月21日、第2回働き方改革対策委員会が開催され、「自動車運転者の労働時間等の改善基準告示」見直しをテーマとし厚生労働省労働基準局監督課長および過重労働特別対策係長2名より報告・解説を受け意見交換をおこなった。その後、労働政策審議会 労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会について経過報告がなされた。

㉕5月16日、第7回三役・幹事会が開催され、以下の項目について協議をおこなった。i. 「カスハラ防止ガイドライン」素案について、第27回交研集会を経て6月20日の第8回三役・幹事会で最終確認とする。ii. 第27回交通運輸政策研究会について、別紙のとおり実施する。iii. 2022年賃金・一時金実態調査について、別紙調査項目で実施する。iv. ITF・ウクライナ連帯基金へのカ

①「フォーラム平和・人権・環境」第1回常任幹事会が9月10日(金)、連合会館201会議室およびWEB併用で、開催され、以下の事項について協議し、決定・確認をおこなった。i. 報告事項…4月23日、第23回総会以降の活動経過(諸会議、行動、署名など) ii. 協議事項…役員選考委員会の設置について、事務局新役員・出向者の紹介、当面する主な取り組み(憲法理念を実現する取り組み、専守防衛の枠を超えて拡大する日本防衛政策に対する取り組み、東アジアの非核・平和の取り組み、人権課題への取り組み、民主教育を進める取り組み、核兵器廃絶にむけた取り組み、食・水・みどりをめぐる取り組みなど)と今

②2月25日、第2回幹事会が開催され、4月21日に開催される第24回平和フォーラム総会及び第98回原水禁全国委員会に向けた役員の確認と方針等の検討をおこなった。

③3月21日、「ウクライナに平和を! 原発に手を出さな! 市民アクション」集会が「さよなら原発1000万人アクション実行委員会」と「戦争をさせない1000人委員会」の主催で3月21日、東京・代々木公園で行われた。(主催者発表2,500人が参加)全港湾からは、横浜支部を中心に10名ほど中央本部2名が参加したが、組合員の子供も参加し、「戦争反対」「原発反対」のシュプレヒコールを大人に負けない大きな声で頑張っていた。

④4月16日(土)、東京・亀戸中央公園において、ウクライナに平和を! 原発に手を出さな! 「4・16さよなら原発首都圏集会」が「さよなら原発1000万人署名市民の会」と「戦争をさせない9条壊すな1000万人行動実行委員会」の主催のもと、市民団体・労働組合を中心に2,300人が参加し開催された。全港湾からは、関東地本を中心に中央本部も含め20名が参加した。その後デモは亀戸中央公園から錦糸町まで、「原発はいらない」「汚染水海洋投棄はやめろ」「戦争反対」「ロシアはウクライナ侵略やめろ」などと声を合わせ、整然と行進をおこなった。

⑤三単産共闘

①9月29日、委員長・書記長会議がリモートで開催され、各単組報告と当面する課題について意見交換をおこなった。

②11月12日、関西生コン「第3回検証シンポジウム」が開催され、ジャーナリズムの視点から見た関西生コン事件として、3名のパネラーをゲストに、「この問題をどう運動に生かしていくべきか」等の議論がなされた。

③2月25日、関西生コン「大阪スト2次

後の日程について協議された。

②2月25日、第2回幹事会が開催され、4月21日に開催される第24回平和フォーラム総会及び第98回原水禁全国委員会に向けた役員の確認と方針等の検討をおこなった。

③3月21日、「ウクライナに平和を! 原発に手を出さな! 市民アクション」集会が「さよなら原発1000万人アクション実行委員会」と「戦争をさせない1000人委員会」の主催で3月21日、東京・代々木公園で行われた。(主催者発表2,500人が参加)全港湾からは、横浜支部を中心に10名ほど中央本部2名が参加したが、組合員の子供も参加し、「戦争反対」「原発反対」のシュプレヒコールを大人に負けない大きな声で頑張っていた。

④4月16日(土)、東京・亀戸中央公園において、ウクライナに平和を! 原発に手を出さな! 「4・16さよなら原発首都圏集会」が「さよなら原発1000万人署名市民の会」と「戦争をさせない9条壊すな1000万人行動実行委員会」の主催のもと、市民団体・労働組合を中心に2,300人が参加し開催された。全港湾からは、関東地本を中心に中央本部も含め20名が参加した。その後デモは亀戸中央公園から錦糸町まで、「原発はいらない」「汚染水海洋投棄はやめろ」「戦争反対」「ロシアはウクライナ侵略やめろ」などと声を合わせ、整然と行進をおこなった。

⑤三単産共闘

事件・控訴審判決報告集」が開催され、2月21日に出された大阪高裁判決の内容が報告され、今後も不当判決を覆すため上告してたかうとの決意が表明された。

④5月23日、全日建連帯より関西生コン事件での「早期に実効性のある救済命令交付を求める中労委宛要請署名(団体署名)」の取り組み要請があった。

(6) けんり春闘

①11月25日、けんり春闘全国実行委員会が開催され、22けんり春闘発足集会について、運営、担当、スローガン、今後の行動について協議された。次回委員会は12月10日、18時30分より、文京区民センターにおいて開催することを確認した。

②12月10日、けんり春闘発足集会在開催され、22春闘の取り組みが確認された。その後、学習集会として竹信三恵子氏を講師に招き、「コロナ禍の非正規労働者、女性・若者の状況と労働組合の役割」と題した講演会が行われた。

③1月17日、けんり春闘第3回実行委員会が開催され、各組織の春闘の取組状況が報告及び当面する2月18日の行動を主に今後の取り組みの検討がおこなわれた。

④2月18日、コロナ感染症蔓延防止にともない、東京けんり総行動は3月23日へと延期されたが、22けんり春闘主催の経団連要請行動については予定通り実施され、けんり春闘実行委員会共同代表の全港湾・真島委員長は政府によるコロナ対策の政策不備と弱者労働者の疲弊している実態から、中小企業労働者や非正規雇用労働者の賃上げ、労働条件向上、作業環境の整備していくことが格差是正への出発点であり、こういう状況だからこそ、普通に生活できる賃金の確立とどこでも誰でも1,500円の最低賃金補償など春闘を団結して闘い抜くことを提案し開会挨拶とした。

⑤2月24日、第4回実行委員会が開催さ

れ、経団連要請行動などの報告がなされ、3月及び4月の当面する取り組みについて議論された。

(7) 総評関係

①11月18日、総評会館第10回構成単組委員長懇親会が開催され、構成単組の役員改選にともない、評議員・役員の一部交代が確認された。また、会館からの2021年度の予算対実績が報告された。

(8) ITF関係

①9月23日、ITF臨時大会がリモート開催で開催され、i. 投票集計人および立会人の選出、ii. 議事運営規則の採択、iii. 資格審査委員会の報告と勧告、iv. 規約改正動議についてが、主要課題として提案された。v. については、「コロナ禍において誰もが参加できる民主的な大会をおこなうことが困難であるために、通常大会を2024年とすること」が提案され、投票の結果執行部提案は賛成多数で確認された。

(9) 政党関係

①6月10日、立憲民主党の第3回政策説明会が開催され、基本政策の説明を受けた。

②12月7日、全国港湾として共産党と国民民主党へ申入れ行動をおこなった。

③12月7日、辻元清美前衆議院議員のセミナーが開催され、逢坂誠二衆議院議員の講演後、全日本トラック協会・坂本会長の挨拶を受けた。

以上

2022.2.23年度 運動方針 案

I. 国内外の情勢と労働運動の現状

1. 国際情勢の特徴

(1) 2月21日のロシアによる、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国の国家独立承認を経てウクライナ東部のドンバスへのロシア軍の派遣から始まった、ロシアによるウクライナ侵略は、2月24日、ロシアのウラジミール・プーチン大統領がウクライナへの軍事作戦を行うと述べた演説が各メディアに対して公表された後、首都キエフの近くを含むウクライナ各地で砲撃や空襲が始まった。ロシアは国連憲章51条の集団的自衛権を主張し、これを受けてウクライナの大統領のウオロディミール・ゼレンスキーは同日、戒厳令を布いて18歳から60歳の男性を出国禁止にする「総動員令」に署名し、戦争状態に入った。この戦争では、現実空間の侵攻やサイバー戦争、情報戦、国際機関や国家レベルでの経済制

裁に加え、民間企業や団体による事業撤退や停止という「経済制裁」が組み合わさった今までにない規模で行われているハイブリッド戦争と言われている。ロシア戦勝記念日の9日、プーチン大統領は「昨年12月にウクライナに対し安全保障に対する提案をおこなったが無駄だった」と軍事侵略を正当化し、一步のゼレンスキー大統領は「正義の戦争」だと言わんばかりに欧米からの武器提供を受け当然のごとく戦闘強化をしている。長期化の予想がされる中、5月18日には、北欧のフィンランドとスウェーデンが欧米の軍事同盟「北大西洋条約機構(NATO)」への加盟を同時に申請した。両国ともロシアによるウクライナ侵略で危機感を強め、長年保ってきた中立の立場からの歴史的転換を決断した。

ドイツで開かれた先進7ヶ国首脳会議(G7サミット)は6月27日、インドやセネガル、インドネシアなど招待5か国の首脳らを変えて食料危機への対応などを討議し、G7首脳は、食料不足の深刻化はG7の経済制裁が原因であるとするロシアの

主張は誤りだとして反論する方針を確認し、深刻な影響を受けるアフリカ諸国などへの支援強化で一致した。また、6月30日閉幕した、北大西洋条約機構(NATO)首脳会議は12年ぶりに改定した今後10年の指針となる新たな「戦略概念」を採択し、ロシアを「最も重大かつ直接的脅威」と呼び、抑止力と防衛力(2023年までに現在の4万人から7倍超の30万人以上に)を大幅に強化すると打ち出した。

(2) 米国のバイデン大統領は、5月21日、訪問先の韓国で、尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領と首脳会談を行い、中国や北朝鮮の脅威が高まる中、日本も含めた日米韓3カ国の連携の重要性などで一致した。今回、バイデン大統領が掲げる2つの大きなテーマが、脱中国と各国を巻き込んだ中国包囲網だが、脱中国については、軍事利用も可能な半導体の中国依存を解消すること、韓国の協力を取り付けることができると、中国包囲網では、戦後最悪といわれる日韓関係が課題となっていたが、北朝鮮の脅威や中国の軍事力強化が続く中、

今回、日米韓の連携の重要性を確認する共同声明を発している。

5月23日おこなわれた日米首脳会談で、バイデン大統領は「日米同盟は長きにわたりインド太平洋地域の平和と繁栄の礎となっており、アメリカは日本の防衛への責任を完全に果たす」と述べ、中国が覇権主義的な行動を強める中、日米同盟を一層重視していく考えを示した。そして「地域国々との連携を強化しインド太平洋地域の人々に利益をもたらすためにIPPEF(アイペフ)＝インド太平洋経済枠組みをきょう立ち上げることにしている」と述べ、中国への対抗を念頭に、TPP＝環太平洋パートナーシップ協定に代わる枠組みとしてIPPEFを立ち上げる考えを示した。ウクライナ情勢をめぐっては「日本は世界のリーダーの1つとして、G7の各国とともに、ウクライナ侵略を続けるプーチンの責任を追及し、われわれが共有する民主主義の価値観を守るために立ち上がった。岸田総理大臣のリーダーシップと、ウクライナの人々への支援を感謝している」と述べた。アメリカのホワイトハウスは日米首脳会談を受けて声明を発表し「バイデン大統領は岸田総理大臣の日本の防衛能力を強化しようとする決意を評価し、強固な日米同盟はインド太平洋地域の平和と安定の礎だと言及した」とし、そのうえで「両首脳は、北朝鮮の核・ミサイル開発や国際法に反する中国の威圧的な行動などの安全保障上の課題に対処するために緊密に連携していく決意を示した」としている。また、岸田首相からは、「覇権主義的行動を強める中国などを念頭に、日米両国の抑止力と対処力を早急に強化することを確認した」北朝鮮をめぐっては「ICBM＝大陸間弾道ミサイル級の弾道ミサイル発射をはじめ、核・ミサイル問題について深刻な懸念を共有したうえで、日米、日米韓で一層緊密に連携していくことを確認した」と述べ、そのうえで、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を示し、防衛費を増額するとともに、いわゆる「反撃能力」

を含め、あらゆる選択肢を排除しないという方針を伝え、バイデン大統領から強い支持を得たと明らかにした。IPPEF(アイペフ)＝インド太平洋経済枠組みをめぐっては「日本は参加し協力していく。そのうえで日本としては、戦略的な観点から、アメリカがTPP＝環太平洋パートナーシップ協定に復帰することを期待している」と述べた。両国は中国などを念頭に、「抑止力・対処力」を強化し、アメリカの核戦力と通常戦力の抑止力によって日本を守る「拡大抑止」が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルの意思疎通を行うとしている。

景気概要では米国内需は底堅く推移している。1-3期の実質GDP成長率(速報値)は前期比年率マイナスイ・4%とマイナス成長となったが、これは個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し輸入が急増したこと、在庫投資が前期に急増した反動でマイナス寄与となったことなどが影響した。先行きについては、個人消費や設備投資が堅調に推移し、米国内需はプラス成長に回復する公算が大きいとしている。

(3) 中国の習近平国家主席は、新興5か国の関連フォーラムに寄せたビデオ演説でウクライナ情勢をめぐり、「軍事同盟の拡大は必ず安全保障の苦境に陥る」と欧米を念頭に批判、改めてロシアの主張に理解を示し、「覇権主義やブロック政治は平和をもたらさないばかりか、戦争を引き起こすことを示している」と指摘した。アメリカやNATO＝北大西洋条約機構を念頭に「ウクライナ危機は再び世界に警鐘を鳴らし、軍事同盟を拡大することは必ず安全保障の苦境に陥る」としてロシアの主張に理解を示した。また制裁については、「もろ刃の剣だ」として「世界経済を政治化し、国際金融通貨制度の支配的地位を利用して制裁を加えれば、いずれ世界の人々に害を及ぼすことになる」と批判した。また、中国政府が台湾海峡について、アメリカと台湾が主張する「国際水域」とする主張を否定し、中国が「主権と管轄権を有する」との

法的地位を初めて表明した。台湾側は「台湾併呑の野心の表れ」として武力行使への警戒を強め、米中対立が激化することが予想されている。台湾有事の場合、日本本土が戦争に巻き込まれて自衛隊が参戦する可能性が高いことは日米両国の安全保障専門家の共通認識となっているが、このことが米国の中国挑発政策に日本が追随することが招くリスクの中身とみられている。米国は日米共同作戦の展開を期待するが、日本国民にはその認識も覚悟もまだないのが現状となっている。

また国内では、習主席の唱える「共同富裕」の促進は、中国経済の成長にデメリットになるとの指摘がある。中国経済をけん引してきた大手企業や複数の業界で、共同富裕実現のための規制があり、業績が悪化したり、株価が下落したりしている。それによって経済活力や技術革新の勢いが落ち、成長が押し下げられるリスクがある。一方で、メリットも想定され、共同富裕の理念が掲げられる通り、「共に豊かになる社会」が実現すれば、貧困層は減少し中間層が拡大する。共同富裕の目標では、2030〜2035年にこの中間層を8億〜9億人にするとされており、これは中間層の人口が約2倍になることを意味している。国全体が豊かになり、貧困問題が解決することは理想的である。中間層が厚くなるいわゆる「オーロブ型」の所得分配構造が実現すると、社会・経済のますますの成長が期待できるとされている。

景気概要では2022年第1四半期の実質GDP成長率は前年比14.8%だった。季節調整済み前期比では11.3%と前期(同11.5%)と比べ減速した。業種別の内訳をみると、規制強化をきっかけに低迷が続く不動産業や、主要都市でのロックスダウンの影響が顕著だった宿泊・飲食業でマイナス成長となった。

(4) ドイツとフランス、イタリア、ルーマニアの首脳がウクライナの首都キエフを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談をおこなった。各首脳はウクライナが欧州連合(EU)

U)の加盟候補国となることへの支持を表明した。欧州委員会は6月17日にウクライナのEU加盟候補国の地位付与を勧告する見込みで、これを前に連帯を示す意図があるとして、またウクライナへの重火器供給が遅いと批判された独仏伊の3カ国には関係修復の狙いもあったとみられている。そうした中、ロシアが天然ガスの供給をさらに削減したため、ドイツからフランスへのガス輸送が停止された。欧州諸国が国境を越えたエネルギーの融通を維持できるのか試されているが、政府は「市場を動揺させ、価格を押し上げようとしている」としてロシアを非難している。

景気概要ではユーロ圏の1-3月期の実質GDPは前期比10.2%と昨年10-12月(同10.3%)よりも増勢が鈍化した。2月下旬以降のロシアのウクライナ侵攻がエネルギー高などを通じてユーロ圏景気の重荷になった模様で、英国の2021年10-12月期の実質GDPは前期比11.0%と、7-9月期と同じ伸び率を維持している。

(5) 全港湾はこうした世界情勢の中、国の指導者による一方的な力での現状変更や侵略、侵攻を見るときに、戦争を、ましてや唯一の被爆の経験を持つ日本が他国であれ戦争を認めることはできない。我々の先人たちが築き上げてきた全港湾にとって、綱領にある「我等は広く万国の労働者と提携し、世界の進運に寄与し、以て国際平和の確立を期す。」を忘れてはいけない。

2. 国内情勢の特徴

(1) 政府は5月16日の経済財政諮問会議で今年の「骨太の方針」の骨子案を示し、岸田政権が掲げる「新しい資本主義」の実現に向けて「人への投資」をはじめ、科学技術やスタートアップへの投資に重点分野として取り組むとし、当面の経済運営について「ウクライナ情勢の影響を含めて世界経済の不確実性が増している中、日本銀行とも意思疎通を密にして臨機応変に万全の対応を行い、コロナ禍からの経済回復を確かなものとしていく」と述べた。

支持率については、5月21・22日におこなわれたFNNの電話世論調査によれば、岸田内閣の支持率は68.9%と、発足後最高の数字を叩き出しており、「支持しない」は24.6%。同じ日におこなわれた共同通信社による電話世論調査でも、支持率は61.5%と過去最高を記録している(不支持率は21.8%)。世論調査で岸田内閣の支持率が高いのは、新型コロナウイルスの影響が落ち着いてきていることが大きく、また、ロシアによるウクライナ侵攻や、円安経済が襲ってきている現状を見ると、政権を交代させる余裕がないという背景があると言われている。逆に批判が集まっているのは、おもに経済政策で、就任当初から掲げている『新しい資本主義』の内容はいまだにはっきりしない一方で、4月からは雇用保険料の引き上げもおこなわれる。加えて、原材料などの価格高騰を理由に、さまざまな食品の値上げが相次ぎ、総務省が5月20日に発表した、2022年4月の消費者物価指数は、総合が前年同月比12.5%、生鮮食品を除く総合が同12.1%となり、消費増税の影響を除くと、13年7ヶ月ぶりに日銀が目標としている同12.0%を超えた。一方、労働者の賃金上昇率は0.62%(連合まとめ)と伸び悩んでおり、物価高に追いついていない状況となっており、生活がますます厳しくなる中で、不満の声は多く聞かされてきている。

(2) 1月17日に召集された第208回通常国会で、岸田文雄首相は衆参両院の本会議で就任後初めての施政方針演説に臨んだ。冒頭、首相は「新型コロナウイルスに打ち克つことに全身全霊で取り組む」と述べ、国民に協力を呼び掛けた。一方で、北朝鮮が今年4回目となる弾道ミサイルを発射している情勢を踏まえてか、憲法9条の専守防衛から逸脱する「敵基地攻撃能力」について「現実的に検討する」と表明した。その踏み込みぶりは、核廃絶に向けた取り組みとは対照的といえる。

3月22日には、一般会計の総額が過去最大の107兆円余りとなる新年度II令和4年度予算は参議院本会議で採決が行われ、自民・公明両党と国民民主党などの賛成多数で成立した。歳出全体の3分の1を占める「社会保障費」は、今年度の当初予算より4,393億円増えて、過去最大の3兆6,735億円となった。また、「防衛費」は今年度より542億円増えて過去最大の5兆3,687億円となっている。加えて、新型コロナウイルスに対応するため、国会の承認を得ずに機動的に使いみちを決められる「予備費」として、5兆円を盛り込んだ。一方、歳入は税収が、新型コロナウイルスで落ち込んだ企業の業績が回復傾向にあることなどから、今年度を上回る過去最高の6兆5兆2,350億円としている。

3月23日、ロシアのウクライナ侵略をうけ、ウクライナ大統領ウオロディミル・ゼレンスキーは国会で行ったオンライン形式のリモート演説をおこない、ウクライナの惨状を訴え「日本はアジアで初めてロシアに圧力をかけた」と述べ、日本の対応を評価したうえで、「ロシアに対する制裁の継続を呼びかけた。これについては、紛争の一方の当事者の言い分を、国権の最高機関たる国会を使っていいのか?国民の声も聞かずに」、「中国・台湾紛争でも台湾総統の演説を国会で流すのか?」といった非難の意見も上がっている。

また、経済対策についても岸田首相の手腕が問われているが、6月26日、先進7か国首脳会議(G7サミット)で世界経済をテーマに議論した際、経済安全保障分野での連携強化が不可欠だと提起し、各国首脳と問題意識を共有した。また、中国を念頭に経済的威圧に対し、G7が明確な立場を示すべきだとも呼びかけた。日本政府関係者によると、首相は、重要物資の安定供給のためのサプライチェーン(供給網)確保や、電力などの基幹インフラ(社会基盤)の安保上のリスクを最小にする重要性などを説明し、来年の広島でのG7サミットに向けて議論を深めることを確認したと

されている。そうした中、4月26日に物価高を受けた緊急経済対策を次のように決め、①原油価格高騰対策(1兆5,000億円)②方ソリンの小売価格の目標を172円から168円に引き下げ、石油元売り各社への補助金を1リットルあたり最大25円から35円に引き上げ。②エネルギー・原材料・食料などの安定供給(5,000億円)③電気自動車などへの集中的な導入支援。④中小企業対策(1兆3,000億円)⑤原材料費上昇を価格転嫁できるよう支援し、実質無利子・無担保融資を9月末まで延長。⑥生活困窮者への支援(1兆3,000億円)⑦低所得の子育て世帯に子ども1人あたり5万円給付。となっているが、「選挙目当てが過ぎないか」、「国民に痛みを我慢させる受け身の対策でしかない」という批判の声が上がっている。

(3) 7月10日投票となった第26回参議院選挙は、参院選を争った計125議席が確定した。各党の獲得議席は自民党63、立憲民主党17、公明党13、日本維新の会12、共産党4、国民民主党5、れいわ新選組3、社民党1、NHK党1、諸派の参政党1、無所属5で確定した。今回の参院選で大勝し、一定の求心力を得た岸田首相が、解散・総選挙を選択しなければ、次の参院選が行なわれる2025年の夏まで、選挙を心配せずに国政の課題に取り組むことができる。今後、憲法改悪の動きはすすむと見ることが必然で、平和憲法を守る取り組みを我々労働者が皆となつてすすめる必要がある。

で、前年より0.2ポイント低下している。女性の労働組合員数は347万人で、前年に比べ3万4千人(1.0%)の増、推定組織率(女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合)は12.8%で、前年と同水準となっている。

(2) 厚労省の労働争議調査概要を見ると、令和2年の労働争議の状況は、「総争議」の件数は303件、総参加人員は57,426人となっており、前年に比べ、件数は35件(13.1%)増、総参加人員は47,914人(45.5%)減となった。「総争議」の件数は、減少傾向にあるものの、比較可能な昭和32年以降、最も少なかった前年に比べ増加した。このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は57件、行為参加人員は6,013人となっており、前年に比べ、件数は8件(16.3%)増、行為参加人員は11,750人(66.1%)減となっている。

(3) 連合では、「小中高の臨時休校要請、緊急事態宣言など、コロナ禍で働く人々の環境が大きく変わった。この1年で2020年の連合への労働相談は前年の1.4倍に増えた」としており、「女性の相談が男性を上回っていたのが今年の特徴だ。雇用でまず手をつけられるのは非正規雇用。そこに女性が多い。また、今回一番打撃を受けた対人サービスの職場にも女性が多い。こうした背景がコロナ禍で持ちこたえられなかったサービス業や中小企業の解雇に影響し、相談が増えた」と分析している。

(4) やはり労働相談がある職場には労働組合がないところが多く、労働組合があればコロナ禍でも休業補償のルール化、安全衛生対策、雇用の確保、テレワーク制度の導入など労使対等な立場で話し合える。全港湾本部にも労働相談(組合に加入したい)が増えているが、今こそ、痛みを押し付けられている中小企業の労働者、非正規労働者の立場に立った労働運動を地域から創り上げ、日本の労働運動の再生と全国的な産業別・職種別の労働者による団結を目指すために、個人加盟の単一組織である全港湾の

3. 労働運動の現状と特徴

(1) 厚労省の組合基本調査では、令和3年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は2,392組合、労働組合員数は1,007万8千人で、前年に比べて労働組合数は369組合(1.6%)減、労働組合員数は3万8千人(0.4%)減少している。また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.9%

存在と意義が問われている。

II. 運動の基調

1. 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。

新自由主義政策による貧困と格差の拡大をなくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかります。組合員一人一人を大切にし、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2. 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化と港湾における産別運動を発展させるとともに、運輸産業の産別運動強化をすすめます。また、たたかう労働運動の再強化し発展に向け、地域共闘、諸課題別共闘を取り組みます。

3. 戦時法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

岸田政権による平和憲法の改悪、米国追隨の軍事強化政策に反対し、社会保障の引き下げを許さず、安心のできる社会保障の充実を求め、あらゆる人権の擁護の立場で差別を認めず、原発再稼働や原子力に依存するエネルギー政策に反対し、働く者のための政治を実現します。

4. 大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかき強化していくために大衆路線を堅持し、たたかき活動を育成し、組織拡大を図ります。全港湾の組織拡大が全組合の共同活動として展開

できるよう、職場討議をすすめて、創意工夫を凝らした運動を取り組みます。

III. 主な闘争課題とたたかきの基本

今後1年間、次の課題でたたかきます。そのたたかきの基本は以下のとおりです。

1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ

①2023年賃金引き上げ要求および諸要求は、秋年末の中央執行委員会で統一してたたかえる体制を基本に要求額を検討します。世界経済は、1月はオミクロン変異株の感染急拡大、2月以降はロシアのウクライナ侵略が影響し、インフレ圧力の強まりや素原材料・部品の調達制約が、企業活動や消費の重しとなっており、中国のゼロコロナ政策による成長減速も、中国向け輸出やサプライチェーンを通じて世界経済に波及すると言われており、日本においてもウクライナ情勢の悪化や円安進行による物価上昇圧力が強まることから、実質賃金と消費の回復ペースは鈍ると見られています。

②ストライキの労働関係調整法手続きは、全港湾の統一要求と全港湾の産別制度要求は中央本部が一括して申請します。なお、地方・支部での独自要求については、当該地方・支部での申請とします。

③一時金闘争については、地方ごとの要求としてたたかきます。

④月給制の確立
月給制の確立は、週休二日など時短の取り組みや非正規雇用労働者の常用化の取り組み、長時間労働の抑制などの取り組みをすすめるうえで大変重要な課題です。現行の一月当たりの賃金を引き下げないことはもちろんのこと、月給制導入により労働強化にならないことを基本としてたたかきます。

⑤定年延長と高齢者雇用対策
原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を確立します。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。

⑥原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を確立します。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。

⑦労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

⑧労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

⑨労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

⑩法定割増賃金率
法定割増賃金率は「働き方改革関連

法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

⑪退職金引き上げ
退職金は、勤続30年1、600万円以上、勤続35年2、000万円以上、勤続40年3、400万円以上、勤続45年4、800万円を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、退職金の確保(保全)のため、「中退金」加入などを促進させます。

⑫労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

⑬法定割増賃金率
法定割増賃金率は「働き方改革関連

法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

⑭労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

⑮法定割増賃金率
法定割増賃金率は「働き方改革関連

法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

⑯労働時間短縮
労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港

湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

「倒産をはじめとした雇用・労働条件に係る問題についての事前協議約款」が労働協約に明記されていない場合、事前協議約款を明記した労働協約の締結をすすめます。

③ 会社が新規採用する場合、全港湾の推薦する労働者または全港湾による労働者供給事業の労働者の優先採用とします。

(2) 労働組合のおこなう雇用創出としての労働者供給事業の推進

① 多くの産業で派遣などの非正規雇用労働者の拡大、港湾における波動的性の拡大など雇用不安定労働者対策のために、労働組合による労働者供給事業は重要となつてきています。これまで取り組んできた港湾労働者、トラック運転手、介護家政職などの労働者供給事業の取り組みは一定の成果が出たこと、本部一括許可によるリスク回避のためにも、本部一括の事業許可を各事業所としますが、各事業所や地方・支部での問題を議論し、有効期限を迎える令和7年までには、完了できるようにします。

② 日雇雇用保険、日雇健康保険は六大港や一部の地方でしか活用できていません。また、日雇福祉制度そのものを縮小しようという動きも見られます。労供事業で働く労働者の雇用の安定と生活保障のために、日雇雇用保険や日雇健康保険の活用・継続をすすめます。

3. 労働災害防止と福利厚生 の充実強化

(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境

厚労省が5月30日発表した、令和3年1月から12月までの労働災害による死者数は867人(前年比65人・8.1%増、平成29年比111人・11.3%減)

と4年ぶりに増加となりました。休業4日以上の死傷者数は149,918人(前年比18,762人・14.3%増、29年比29,458人・24.5%増)と平成10年以降で最多となりました。なお、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働

災害による死者数は89人(前年比71人・39.4%増)、死傷者数は19,332人(前年比13,291人・22.0%増)と前年に比べ大きく増加しました。業種別では、死傷者数については、平成29年と比較すると重点業種である陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店を中心に増加しています。

(2) 港湾労災防止協会

2022年6月に報告された「港湾貨物運送事業における労働災害の推移」では、令和3年度の港湾貨物運送事業における労働災害は、厚労省調査で休業4日以上381人、死亡4人となっており、会員事業場では休業4日以上137人、死亡1人となっています。事業計画では、第13次労働災害防止計画期間中に「死亡災害を撲滅すること」、「労働災害の死傷者(休業4日以上)を年間100人未満とすること」を目標としています。引き続き職場での労使による現場パトロールに取り組み労働災害防止に努めます。

(3) 全国港湾安全専門委員会課題

今年度も引き続き次の取り組みをすすめます。

① 「感染症(新型コロナウイルス等)」に対する職場での予防対策の徹底を図ります。

② 新たに創設された、「放射線被害対策健康診断制度(仮称)」のもとで具体的な制度設計を図ります。

③ 石綿被災者救済制度における補助金に係る事項について労使対策小委員会と協議し必要な対策をおこないます。

④ 遺族補償・障害等級1級から3級の労働災害補償金は4,000万円を目標とし、WGにて進捗状況を検証します。

(4) 全港湾労災職業病対策会議課題

各地方の労働対担当者による労働対会議を開催し、出された課題を中心に、リモート会議など最大限利用し、引き続き議論を行ない、全国的な運動として取り組みます。

4. 労働者の権利確立と組織 攻撃に対するたたかい

(1) 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい

① 企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求をおこなうなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

② 不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職場闘争を組織してたたかいます。

③ 争議分会の早期解決を求め、たたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

(2) 労働者の権利を求めるたたかい

① 組織犯罪処罰法、所謂「共謀罪」に反対します。もともと正当な活動を行っていた団体であっても、目的が犯罪の実行に変化したと認められるときは組織的犯罪集団と認定できることや計画と準備行為で罪に問える制度であることなど、市民社会の自由が奪われ、労働者の団結の権利を奪う法律に反対します。

② 働き方関連法が大手企業では19年4月に、中小企業には20年4月に施行されました。過労死ラインを超える時間外上

す。生涯派遣による低賃金労働者の増加、雇用不安をなくす取り組みをすすめます。また、労働者供給事業は職業安定法第45条に基づいて労働組合等のみに認められている事業である意義を継承し、労働者供給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・発展を図ります。

(3) 労働協約の点検・順守と協約点検活動

① 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。各地方で労働協約の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協議を明記した労働協約を締結します。

② 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

③ 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

(4) 顧問弁護士への委嘱

権利闘争の強化のために、引き続き顧問弁護士を委嘱します。

(5) 「同一労働・同一賃金」

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇

用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備などですが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能を高める取り組みをすすめます。

5. 労働者ならびに国民的諸 課題のたたかい

(1) 大企業優遇の政策をやめさせると同時に

国民の負担が増加する消費税に反対します。

(2) 全国一律の最低賃金を目指す取り組みをすすめます。

(3) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護

基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

(4) 老後の安心を脅かす公的年金制度の改悪に反対します。

(5) 医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがねないTPPには断固反対します。また、今まで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定(FTA)に反対します。

(6) このようなことからIR推進法によるカジノリゾート施設に反対します。

(7) 外国人技能実習制度は1993年の創設以来、制度そのものがずさんなことから、受入れ現場で、この30年近く様々な人権侵害と労働基準破壊をもたらしてきました。2019年から鳴り物入りで始まった

特定技能制度も、結局、外国人技能実習制度を前提とした「受入れ」構造となつてしまつています。特定技能労働者も労働者の普遍的権利や国際基準、国内労働法での権利が実質的に保障されているとは到底言えない、外国人技能実習制度の廃止を目指します。

6. 反戦、反核、平和と民主主義、 環境を守るたたかい

(1) 憲法改悪反対

自民党改憲案の真の狙いは、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する憲法9条1項2項の空文化を狙うものです。自衛隊の憲法明記は、集団的自衛権の行使が憲法ではないことを憲法上明確にする趣旨であり、これまで国是としてきた専守防衛、非核三原則などの変更にもつながらず、このような憲法改悪を許せば、日本が「戦争をする国」すなわち軍事大国への道を突き進むことになりま

す。全港湾は全力を挙げて憲法改悪に反対します。また、最低投票率の問題や資金力で広告の量が左右される問題など重大な欠点を放置したまま成立となった国民投票法に反対し、護憲大会の参加など積極的に取り組みます。

(2) 戦争法の早期廃止

専守防衛を拡大解釈しての、集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反です。すべての戦争法の早期廃止を取り組みます。

(3) 辺野古新基地建設反対

アメリカに追随し、戦争のできる国づく

る。機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と人を裁くという心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

(13) 検察審査員は国民の監督下にないことや検察審査員選任に異議申立てができない、不服請求を裁判所や検察審査会に出せないなど、裁判員に比べ極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

(14) デジタル庁の個人情報集中管理により、国家による監視社会化がすすんでいきます。個人の自由やプライバシー侵害につながらないように、厳格運営並びに厳罰化の法整備を求めます。

平和憲法を守り、憲法9条に違反する自衛隊に反対し、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境を守ることを基本に以下の項目をたたかいます。

(1) 憲法改悪反対

自民党改憲案の真の狙いは、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する憲法9条1項2項の空文化を狙うものです。自衛隊の憲法明記は、集団的自衛権の行使が憲法ではないことを憲法上明確にする趣旨であり、これまで国是としてきた専守防衛、非核三原則などの変更にもつながらず、このような憲法改悪を許せば、日本が「戦争をする国」すなわち軍事大国への道を突き進むことになりま

りをするための日本の新基地建設に反対します。埋め立て工事に反対し、現地への支援や全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出入反対など引き続きたたかいます。

(4) 反基地闘争、日米安保反対

ロシアのウクライナ侵略は、わが国の安全保障論議にも大きな衝撃を与えています。ロシアのプーチン大統領はウクライナへの軍事作戦に介入する国に対し「電光石火の対抗措置を受けることになる」と述べ、ウクライナへの軍事支援を強化する欧米諸国をけん制しました。また「ロシアは」他国に兵器を保有しており、必要な時に使う」とも強調し、核兵器と直接は言及していませんが、英メディアなどは「事実上の言及」とも報じており、改めて西側に警告した格好です。日本国内では、安倍元首相が「非核3原則はあるが、議論をタブー視してはならない。NATO北大西洋条約機構でドイツなども『核シェアリング』をしている。国民の命をどうすれば守れるかは、さまざまな選択肢をしっかりと視野に入れながら議論すべきだ」など発言しましたが、これは米国の核兵器を日本国内に配備し、日米で共同運用するというもので、国是である「非核3原則」(核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず)のうち、「つくらず」以外の2つをやめてしまおうという問題提起と受け取れます。岸田首相は参院予算委員会で、「非核3原則を堅持するという我が国の立場から考えて、認められない」と、現政権として受け入れることはできないと、すぐさま否定しました。今夏の参院選挙後にも佳境を迎えると思込まれる、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の「防衛戦略3文書」の策定に向けた動きも、活発になっています。また、国の防衛関係費は、2022年度当初予算で5兆3,145億円ですが、自民党の安全保障調査会を中心に、GDP(国内総生産)比が1%程度である防衛費を、今後5年以内に2%以上へ引き上げるよう、政府に要請しようとしています。一方で日本は国連安全保障理

事会の常任理事国入りを目指しており、茂木外相は9月21日に行われた国連創設75周年記念ハイレベル会合に向けたビデオメッセージで、安保理改革の必要性を訴え、常任理事国入りに向けて意欲を示しました。

NATOのリーダーでもある米国従属のなかで進められる、米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対することともに、米国の言いなりとなる根拠ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめ、沖縄平和行進に青年部を中心に積極的に取り組みます。

(5) 教育の反動化反対

教育の反動化に反対し、国民権・人権尊重・平和主義の憲法理念にのっとった教育を求めていき、教育への国家統制強化の道を切り開くために、安倍政権下ですすめられてきた、教育基本法の改悪に反対します。

(6) 脱原発、原発再稼働反対

福島原発事故で核と人類は共存できないことが証明されているなか、二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める取り組みをすすめます。また、福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めています。

福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCO集会を取り組みます。

(7) 環境破壊反対

原発以外のエネルギーにシフトする中で、ただ単に石炭火力発電所の休・廃止を中心にすすめるだけでは環境は保てません。地球温暖化の影響は全世界で起きてお

り、乱開発や公害の発生、大量生産や大量消費、食品ロスも大きな問題です。このよ

うな破壊的ともいえる社会システムを見直し、同時にあらゆる産業に対する「公平な移行」が必要不可欠であることを認識し、自然環境を保護し、環境破壊反対と持続可能な開発目標SDGsの取り組みに賛同し、ペーパーレスなどやれることからやる取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用に向けた取り組みを促進します。

(8) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保護法廃止

秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に制限するものです。そして暴対法改悪、暴排条例制定では、「反社会的」と断定されれば、様々な団体に対する弾圧が出来ることと意図されているだけでなく、現実に行われています。治安管理強化の名のものと監視社会化、人権侵害に反対します。

(9) 差別反対、人権擁護

人権侵害が横行しています。現在の日本には被差別部落、原爆被爆者、障がい者差別、アイヌ民族、在日外国人などの民族差別、人種差別、あるいは男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラやセクハラも増加傾向にあります。さらにはヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題となつてい

ます。全港湾は職場をはじめとする社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等の社会を目指してたたかいます。

(1) 国民権、正しい三権分立を確立し、全港湾の方針を実現するために以下の課題のもと、積極的に選挙闘争を取り組みます。

①国民が安心・安全に暮らせるために、社会保障の充実を取り戻し、原子力発電所の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現ため

から脱却し、過重労働をなくして生活が営める社会経済を取り戻すため、労働者目線に立つ候補者を推薦して労働者階級の拡大を取り組みます。

③日米地位協定を破棄させ、憲法改悪を阻止し、政府が強行する辺野古新基地建設を阻止して、対話による国際貢献と世界平和実現を目指すための選挙闘争を取り組みます。

④個人情報管理し、監視社会を企む政府を打倒し、国民に広く公正・公平な社会の実現のために選挙闘争を取り組みます。

⑤岸田自公政権を打倒する為、野党共闘を強化し、地方自治体選挙ならびに国政選挙のたたかいを強化します。

⑥国の港湾政策は我々にとって大変重要で、港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結べる議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

(2) 国の港湾政策は我々にとって大変重要で、港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結べる議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

国民の一番の武器でもある選挙権行使すれば国民権、正しい三権分立を確立できるとはならず、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 情勢とたたかひの現状

(1) 「新型コロナウイルス」の影響は港湾の産業においても大きな影響を与えています。国際物流において「世界的なコンテナ不足」と「コンテナ運賃の急騰による海上輸送費の高騰」が、2022年の後半にさしかかっても、今なお続いています。2019年12月からの新型コロナウイルス感染拡大による先行きの懸念によって、世界のコンテ

ナ生産量の9割以上を占める中国におけるコンテナ製造量が減少。その後、いち早くコロナ禍よりV字回復を果たした中国(一時的ではありますが)の輸出と、欧米各国の巣ごもり消費の増加によって、世界的に輸送量が増大しました。しかし従来のコンテナ不足もあいまってコンテナの回転率が著しく低下し、さらにコロナ禍によって荷役作業が滞り、上海の封鎖に見られるように、港湾機能も大混乱に陥りました。その結果、北米航路の中でも特に北米西海岸の港湾が大混雑となりコンテナ船の運航遅延も各港湾で発生しています。そういった様々な要因が複合的に絡まって、今後も世界的なコンテナ不足と海上輸送費の高騰が続くとみられています。そういった中、国はコロナ禍における港湾運送事業法を労働者不足の深刻化や船舶の大型化に伴う業務の波動性がさらに拡大する可能性があるとして、港湾運送事業法施行規則を一部改正し、特例基準を制定しようとしています

が、施行基準の拡大解釈につながる恐れがあります。

(2) 英ロイスリストは2021年9月、2020年の「世界のコンテナ港湾取扱量上位100港」の実績をまとめた。1位上海(中国)、2位シンガポール、3位寧波(中国)など上位5港に順位の変動はなし。6位の青島(中国)、8位の天津(同)がそれぞれ順位を一つ上げる一方、7位の釜山(韓国)、9位の香港(中国)はいずれも一つ後退した。上位100港の2020年の取扱量は、6億3,220万TEUで、前年比0.7%減となっています。

(3) 国は「PORT2030」の方針通り、ターミナルの自動化・機械化を強引にすすめています。RTG遠隔操作事業での公募に対してはステークホルダー(関係者)を公募の申請において明確にさせることは出来ましたが、「体制的合理化」にならないように中央労使でしっかりと協議が必要となってきました。一方で地方港では人材不足が顕著に見られており、「働き方改革」に対応するための一部の自動化・機械

化が求められています。

(4) 資源エネルギー庁での石炭火力検討WGの中間とりまとめを行ないましたが、国の行なう政策は国が責任を持つべきであり、「公平な移行」が行われるべきです。産業の移行によって取扱貨物のものが失われる港湾産業には、代替となる「洋上風力発電施設等」があります。荷役そのものを求めるだけでなく、施設管理や付帯作業など、パッケージ的な雇用対策が必要です。そのためには地方港対策会議を中心に議論を行ない、港湾労使の共通課題として、地方議員や国会議員に訴え雇用と職域を守る取り組みをすすめます。

(5) 港から離れた内陸部に通関物流基地として設置され、輸出入貨物の通関機能と保税機能を併せ持つインランドデポが新潟県や東関東、各地で作られています。港湾の職域・業域が失われる政策には明確に反対し、地域での雇用保障を第一に取り組みむ必要があります。

(6) 日港協と中労委の経過

2月9日の第二回調査で結審すべく、第一回調査(21年12月21日)をふまえ、日港協として対応するよう求めるとともに、「和解」の余地はないかを質した。日港協は、「代理人頼み」の姿勢で、具体的な方針を持っている様に見えなかった。常任中執は、引き続き第二回調査(2月9日)で結審するよう労働側委員や代理人を通じて主張していくこととした。しかしその後日港協より出された日港協の依頼した専門家の意見書では、産別団交そのものを独禁法違反と論ずる趣旨が含まれていた。日港協の主張が意見書の通りだとすると、産別労使協議体制・産別労使関係の否定となることから、22春闘中央港湾団交において、この点を質した。日港協の回答は、「産別制度賃金について、日港協は、産別制度賃金に係る労使間の議論に縛られることなく、必要な労使協議の継続を以て、良好な労使関係を構築するよう努める。」というもので、22春闘協定に盛り込む確認をおこなった。今後も中労委の結果はもと

より、行政訴訟へ行くことが予想されるが、山積する課題について、「必要な労使協議の継続を以て、良好な労使関係を構築するよう努める」ことの実行を求める必要があり。

2. 闘争課題とたたかい方

港湾政策並びに港湾産別制度については、主要港湾だけの問題にとらえず、地方港湾での産別運動に対する重要性を認識し、港湾産別に資する全港湾としてのたたかいをすすめます。

(1) 全港湾の闘争課題とたたかい方

① 能代闘争問題

全国港湾22春闘の取り組みにおいて「秋田・船川港における港湾労働者の雇用と就労の確保」を目的とした要求書を提出し、日港協から確認書を交わすことは出来た。

③ 石炭火力発電老朽化施設の休廃止問題

2022年10月22日、新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました。

④ 横須賀新港ふ頭フェリー就航問題

22春闘中央港湾団交で全国港湾単独要求事項としても、たたかいをすすめてきました。

⑥ 高速道路ETC専用化問題について

国土交通省は、2020年7月2日に全国の高速道路について、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、高速道路利用者との接触機会をなくすため、料金所係員との接触機会をなくすため、料金所係員を廃止し、無人のETC専用とする方向で検討することを明らかにしました。

⑦ 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状
(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

V. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状
(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が5月1日に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

によると、トラック運送業においては、輸送量の増加、運賃料金水準も改善しているにもかかわらず、燃料高騰が転嫁されず、運送原価が増大したことから、令和4年1月～3月期の景況感

は、2万6、187社が届出をし、全事業者数に占める割合は46・0%となりました。標準的な運賃が大臣告示されて約2年が経過し、1年前(届出件数5、080件、8・9%)と比べると5・2倍に増えました。国土交通省の被川直也自動車局長は「この制度は、まず事業者が経営状況を分析して適正な運賃を算出し、それが標準的な運賃と比べてどうかを把握した上で交渉に臨み、それがまとまったら届出する。協会によっては、経営状況を分析したら届出し、その後交渉に臨むところもある。大事なことは自己の分析をすること、および荷主と交渉すること。それにより、適正運賃に近いものを確保できるように頑張ってもらいたい」と語っています。地域別にみると届出率が低い地域もある点について、とにかく粘り強く取り組み続けることが大事であり、加えて行政からの後押しが必要と考えます。

(4) 2018年に成立した働き方改革関連法では、時間外労働の上限が規制される中、他業種と比べて長時間労働が著しい自動車運転者は、2024年3月末まで適用が猶予されました。一方で、猶予期間中の改善基準告示の見直しが付帯決議として盛り込まれました。これを受け、厚労省は19年11月に労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会(藤村博之委員長、法政大学大学院教授)を設立。また、21年4月にはトラック、バス、ハイヤー・タクシーの三つの作業部会を立ち上げました。このうち、バス、ハイタクの作業部会は、22年3月に検討結果を取りまとめ、一方、トラックは、事業者やドライバーへの実態調査を19、20年の2回にわたり行ったことから、バス、ハイタクの検討より遅れ、22年7月ごろまでに結論を取りまとめる見通しです。

1年、1か月の拘束時間では、労働者側の主張「年3、300時間」に対し、使用者側は休日労働分108時間を加えた「年3、408時間」を提案しています。また、1日の拘束時間は、例えば宿泊を伴う運行

の場合、現行最大16時間を「18時間」まで拡大し、この場合、1日の休息期間を「11時間以上とするなど運行実態に応じたメリハリを付ける」と全日本トラック協会は主張しています。更に、運転時間に関しては、業務簡素化の観点から「不要」とし、「連続運転時間」は現行4時間から「5時間」に延長を求めています。こうした主張に対し、労働者側は「規制が骨抜きになる」として真っ向から反対しました。ただ、「年3、300時間がジャンプとすれば、ステップの段階としてタクシーやバスの短縮の数字をポイントと捉えながら議論するのはやぶさかではない」。また、1年、1か月の拘束時間について、車格や運行形態などで共通点が少なくない貸切バスは、労使協定により、「年3、400時間を超えない範囲で月294時間以内」まで容認している。一方、休息期間、運転・連続運転時間などは「過労死防止の観点から緩和すべきではない」としています。トラックは7月ごろまでに結論を取りまとめる見通しだが、労使双方の主張は平行線をたどる(5月の作業部会)使用者側、まず荷主の商慣行改善トラック部会で公益委員も「3業態ともに自動車を運転する労働で共通しており、バス、タクシーで先行して取りまとめが行われた影響は小さくなく、トラックだけ別の基準を規定する根拠は見いだせない」と指摘しています。

使用者側が強硬姿勢を崩さないのは、荷待ちや付帯作業の強要といった「荷主の商慣行が改まらない中で規制強化では実効ある改善につながらない」との思いからで「労働基準監督機関による荷主対策への関与」を求めています。厚労省側は「労働時間が延びた原因を追求する権限はない」と難色を示しています。個人事業主として働く人が増加していることを踏まえ、「業界を超えて適正な取引環境を整備することが求められている」。

こうした中、厚労省は、労働時間等設定改善法で定めている「他の事業者との取引上の配慮」に基づき、改善基準の周知・順

守を要請する可能性に言及しており、業側は「国が対策を強化してくれるならば、労働時間の在り方に関しても改めて考える余地がある」と軟化の姿勢をみせています。使用者側に対し「これを好機と捉え、改善基準の見直しを物流に関わる商慣行見直しの起爆剤にして欲しい」と強調する。政労使がそれぞれ一歩踏み出し、納得できる結論が得られることを期待します。

2. 闘争課題とたたかい方

- (1) 国交省が定めた各種政策の実効性を求め、中小企業に必ず繁栄させる為に、地方運輸局単位の行政交渉を強化します。
- (2) 中央海コン・トラック・バス・タクシー合同会議を中心に、情報の共有、学習と、中央行政への要請行動を強化します。
- (3) 地方・支部・分会単位で、労働者の労働条件の向上に繋がるよう、制度政策を中心とした交渉の強化をすすめます。

VI. 介護労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状

(1) 2020年1月より国内外にて新たな脅威となった新型コロナウイルス感染症により、一般生活のみならず全産業において業務に様々な支障が生じる結果となりました。介護業界には、介護労働者及び利用者の感染症対策もさることながら、全港湾の主体である訪問介護においてもサービス提供停止や事業所閉鎖を余儀なくされた事業所もあり、それに伴う介護労働者の雇用調整や休業手当の対応、介護労働者にかかる業務負担や感染への不安、外部からの風評被害等のメンタルヘルス対応など、業界全体で事業運営にまで大きな影響が及びました。

連合がおこなった、「新型コロナウイルス感染症拡大下の介護現場実態調査」の結果を見ると、勤務先事業所の職員の過不足状況を尋ねたところ、「やや不足している」と回答した事業所が5割と最も多く、

「非常に不足している」「やや不足している」と回答した事業所の理由として、「募集しても応募者が少ない」が8割超と最も多かったことから人手不足の中で採用が困難な状況にあることが浮き彫りとなっています。

経産省は、2035年には約79万人の介護人材不足が生じると公表しました。すでに2015年の時点では約4万人が不足していたので深刻さが加速します。一方で、介護産業では介護労働者の賃金が高景気回復に伴い、かえって賃金格差が開いた実態があります。こうした結果、介護にかかわる職員の需要が、実際の労働力を超えて発生したと考えられます。

2006年4月の介護報酬がマイナス改定されたことが遠因となって、介護労働市場の名目賃金率がさらに引き下げられました。他産業との格差はこれによって、またさらに開いてしまいました。厚労省公表の介護労働実態調査によると、訪問介護員の月間の平均給与は、全産業平均月給と比較すると、極度に低い水準となっており、介護の若い担い手が圧倒的に育っていません。現在、20代など若手の採用が進んでいないうえ、介護職の高齢化が進んでいます。

特に訪問介護に携わるヘルパーの高齢化は深刻となっています。訪問介護ヘルパーの退職理由について「家庭等の都合」を除くと、「責任が重い」「給料・賃金が安い」という意見が多く挙がっています。

(2) このような情勢下で、全労連・国民春闘共闘委員会は、2022国民春闘の中で、①看護師、介護職員、保健師、保育士などのケア労働者の賃金4万円以上の大幅引き上げ・底上げを図らせる。②医療、介護、保育などのケア職場の職員配置基準の改善・大幅増員など抜本的な拡充を実現させる。③要求実現の過程で、全労連・国民春闘共闘の組織拡大を実現し、好循環をつくることを目的にした「ケア労働者の大

幅員上げアクション」をスタートさせる、このような取り組みもあります。

2. 闘争課題とたたかい方

全港湾で介護家政職の運動を前進させるには、介護職・家政職の労働者を増やすとともに、直接の待遇改善の相手は企業ではなく厚生労働省であることから、以下の取り組みを早急にすすめます

- (1) 介護・福祉・家政労働者の賃金引き上げについて
 - そもそも介護・福祉・家政労働者は、全産業平均からみても賃金が低い実態にあり、これを是正するには国が直接関与し、介護・福祉・家政労働者の賃金引き上げを検討するよう要請します。
 - 介護・福祉・家政労働者の声を直接聞く協議の場の再開について
 - 厚生労働大臣に現場労働者の声を直接聞く機会の場の設定を取り組みます。2016年春闘まで毎年実施していた要請行動を2023年春闘までに再開します。コロナ禍のなか経験した過酷な実態、ケア労働者の厳しい生活状況などについて、生の声を伝え、目指すべき賃金水準を下記の具体的な内容を中心に取り組みます。
 - ①介護離職ゼロ社会実現に向け、介護施設増設だけでなく、在宅ケア強化のため居宅サービス強化も重視した政策を取り組むことを求めます。
 - ②介護保険制度の抜本的見直しについて
 - 訪問介護サービスにおける報酬水準の引き上げを求めます。
 - 訪問介護の1単位あたりの時間を見直し、計算の煩雑化とならないように1時間単位とするように求めます。
 - 地域区分・加算割合の抜本的見直しを求めます。
 - ③訪問介護事業におけるマージン率の規制強化を求めます。
 - ④サービス提供責任者の処遇改善(全額公費支出)を行うことを求めます。
 - ⑤訪問介護職員の社会的地位向上を目指し、大幅な介護報酬の引き上げを求めま

VII. 組織の強化と拡大

1. 組織の強化について

(1) 大衆路線に基づく組織運営

- ①組織運営にあたっては、異なる意見にも討論を通じて理解を求め、組合員を排除することなく大衆討議に積極的に参加できる体制を作り、組合員すべてが団結できる集団指導を原則に民主的に運営します。
- ②たたかいを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかいの総括について徹底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定した方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。
- ③全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。
- ④文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。
- ⑤新型コロナウイルスの影響は組織運営にも支障をきたしています。組合民主主義の基本を守りながら、有事や緊急時の組織運営をすることが求められているため、今後も環境を整えるとともに会議運営やリモートの使い方を工夫し、スムーズな会議運営に取り組みます。
- ⑥若手幹部の育成
 - 全港湾は世代交代も進み、組合業務が専従者・非専従者問わず役員に集中する傾向にあります。将来を担う活動家になるべき若者に様々な組合活動を体験させるとともに、それを職場から支える体制をつくります。
- ⑦学習活動と教宣活動の充実
 - ①中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家養成の場として位置付けて取り組みま

す。

す。

②地方・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や労働者ならびに国民的課題、反戦・反核、平和問題、第4次産業革命問題など情勢と組合員の要望に合わせた学習を行なうようにします。数支部がまとまって学習会が開催できる場合はまとまって開催し、できない場合は支部ごとに開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要によっては中央役員が参加します。

③秋年末オルグは2022年秋年末闘争並びに2023年春闘方針の提起を中心として、港春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に10月中旬から11月を基本として要請を受けた地方・支部と調整を図りながら具体的取り組みについては中央執行委員会を確認します。

④機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教宣する重要な役割を持っています。また、「ブレイクタイム」も新たな教宣物として定着をしました。それぞれの用途に応じた紙面づくりによって組合員への教宣強化を図ります。

⑤春闘や一時金闘争などの重要なたたかい、活動があった場合には「全港湾FA Xニュース」を適時発行します。

⑥インターネットを活用した教宣活動については、ホームページも含め組合員のニーズに応じた取り組みをすすめます。

(4) 調査活動
最低賃金や時間外算定基礎分母、週休二日制、定年制など、現状の組合員の実態を調査(港湾・トラック・一般職)し、2023年春闘に向けての要求課題をまとめるために引き続き調査します。

(5) 青年(女性)部、退職者の会の結成と育成
①労働組合にとって、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとって重要です。青年労働者に主体を持たせた青年対策交流会議を開催

し、青年労働者にとって魅力ある組合活動となるべく推進していきます。

②退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

(6) 対策会議の設置

今年度も次の対策会議を設置して運動の強化を図ります。地方港対策会議、港労法対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、防災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し決定します。

(7) 組織部会の検討課題

運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役職員の賃金体系、処遇改善などを協議します。

2. 組織の拡大について

いま、国や資本主義社会は「働き方改革」や「第4次産業革命」の名のもとに労働者の分裂を狙っています。労働者が生活を守り労働条件を向上させていくには、労働者が団結し、労働組合に結集していく以外に方法はありません。しかし、労働組合がこれ以上組織を低下させ、全港湾も組織人員減少を許している、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織の拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとって極めて重要な課題です。全港湾が労働組合の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取り組みます。

(1) 港湾、倉庫、通運、海コン、トラック、バス労働者をはじめとして、建設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など、非正規雇用労働者を含むすべての労働者を対象とします。

(2) 組織拡大の体制

①地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもちろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。
②組織拡大にあたっては、退職者の補充や企業内の未加入労働者、関連企業の労働

者、仕事上の関係のある労働者、地域の上部団体を持たない労働組合などに重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。

③労働相談から争議指導のできるオルグ活動家の要請を図ります。

④退職者に労働相談員をお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。

⑤中央の組織部会では、組織拡大をすすめるうえでの問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など抜本的な検討をすすめます。

(3) 通年的な組織拡大キャンペーンを取ります。組合員を参加させ各支部で創意工夫した取り組みを企画するとともに、中央本部は教宣物などの支援を積極的に行ないます。

(4) 港湾における上部団体を持たない組織に対し、産別運動や制度の利点を活用し、加

(5) 65歳定年延長の取り組みはすすめられはいますが、少子高齢化問題も含めて、労働者不足が現実化しています。引き続き退職者補充の取り組みとともに労働者の計画的な確保について労使協議を行ない、作業員と組合員の確保を取り組みます。

(6) 相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として「こくみん共済coop」(全労済)の共済制度の取り組みを行ないます。こくみん共済coopの共済契約等に係る事務手続きは、組合員からの委任に基づいて全日本港湾労働組合が代行します。

この事務手続きに際して生じる費用相当額は共済契約者に代わって全労済から団体事務手数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にするため、こくみん共済coopより必要最小限の範囲において個人情報提供を受けま

1. 共闘の強化について

(1) 全国港湾の強化

①全国港湾の強化については、単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。

②港湾労働者の雇用と職域確保のために文字通り、全国の港湾労働者が結集できる組織を目指します。6大港と地方港のそれぞれの意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員・代議員の割り当てなどを基本に組織が強化できるような規約・運営づくりを目指します。

(3) 連合体の産別運動を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。

(2) 交運労協の強化

①交運労協は政策要求を中心に活動をしています。全港湾の運動方針を堅持しながら、交運労協の運動に参加し、すべての労働者の生活上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。

②交運労協とITF-JC(国際運輸労働加盟労働組合日本協議会)は2003年に統合し、全港湾は交運労協内のITF未加盟組合(全港湾を含む7組合)とともにMSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交運労協国際局とも協力をして国際活動をすすめます。

(3) その他の共闘組織

①2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会(海港労協)は、FOCKAMPキャンペーンでの取り組みの問題から、現在、海員組合との共同行動を凍結しています。一方で各地区港湾は行動を模索し、海員組合との関係修復に向けての取り組みも行っています。FOCKAMPとして重要な課題であることから引き続き取り組みをすすめます。

②全港湾、全国一般全国協、全日建の3単

産共闘を引き続き取り組み、中央における中小企業労働者や非正規雇用労働者の立場からの政策要求、労働法制改悪反対、反戦平和、労働組合への弾圧反対など、中央・地域における共闘をすすめます。

(4) 地域共闘
①地区労組織が解散せずに継続されているところは地方・支部単位で、その運動を支持し、地域運動の発展に努力します。

②反基地・反戦平和運動に取り組む「平和運動センター」が組織されているところについても、その運動に積極的に取り組みます。

(5) 民主団体との提携
次の民主団体との提携を深め運動の強化に努力します。また、その他必要に応じて新たな民主団体との提携については、中央執行委員会にて協議し決定します。

①フォーラム平和・人権・環境(平和フォーラム)
②部落解放中央共闘会議
③中央社会保障推進協議会
④石綿対策全国連絡会議

2. 国際連帯について

新自由主義を世界規模へと導くグローバル化への対峙と北東アジアでの友好・連帯のためには労働者の国際的な連帯行動がますます重要となっています。とりわけ、規制緩和、民営化、カジュアル(日雇)化、自動化・機械化とたたかう港湾労働者の国際連帯を強化します。また、下記以外の新たな国際連帯については中央執行委員会にて協議し決定します。

(1) ILWU(国際港湾倉庫労働組合)、MUA(オーストラリア海事労働組合)、MUNZ(ニュージーランド海事労働組合)をはじめアジア太平洋地域の港湾労働者の友好連帯を一層強化します。

(2) 中国海員建設工会との友好連帯のために定期的交流を継続します。

(3) ITF(国際運輸労連)に代表参加します。

(4) 全国港湾が行っている東アジア港湾労働者会議に参加します。

(5) 若い活動家による国際交流を検討します。

(6) 中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総、および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します。

3. 政党との連携について

全港湾は反戦・平和・民主主義をもとめ、護憲並びに民主運動を進めるために、政党との関係は以下のとおりとします。

(1) 全港湾は、課題別に全港湾の要求や方針が一致する政党と共闘します。

(2) 選挙闘争は、日常闘争を大切にし、地方・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦したたかいます。

(3) 国の一方的な政策から雇用と職域を守るため、今までの行政交渉だけでは十分な対応が困難となっています。国会や各省庁への要請・陳情・請願等の行動、各種委員会での発言など全港湾の運動方針に基づく政策推進活動を行うために、「全港湾政策推進議員懇談会」を積極的に活用し、運動をすすめます。

以上

VIII. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

2022年秋から年末にかけての闘争方針(案)

I. はじめに

2022年秋年末闘争は、2023年春闘準備も含めた大変重要な時期のたたかいである。2022春闘での妥結額は昨年を上回るこ

とが出来ましたが、引き続きいる新型コロナウィルスの影響で、他の労働団体や他港湾労組と比べると低い額での妥結を余儀なくされました。

ロシアによるウクライナ侵略は、国民生活に多大な影響を与えています。2022年5月の総合指数は2020年を100として101・8と前年同月比の2・5%の上昇し、

前月比(前節調整値)は0・2%の上昇となっています。賃金の伸びが物価の伸びに追いついていないことは明らかです。今後の世界情勢が不安なことからも、ますます、苦しい生活をせざるを得ない状況が続くことが予想されます。今期の一時金は給与の一部、生活を支える賃金として取り組む必要が例年以上に求められます。働き方改革がすすめられ、あらゆる働き方ができる労働環境となつて

いますが、時間外労働に頼らなければならぬ現状を打破し、労働条件の引き上げを含め全組合員が一致団結してたたかえる秋年末闘争を構築しなければなりません。

港湾では、地区港湾における雇用と就労に多大な影響を与える邦船3社によるONEの改編、多くの地方港における雇用と職域の喪失ともなりかねない、石炭火力発電所の休廃止問題など多くの問題があります。本来ならこういった問題に対し港運事業者を束ねる立場にある日港協が労使によって国や荷主・ユーザーに働きかけるべき立場ですが、現状では放棄していると言っても過言ではありません。本来の使用者団体としての責務を全うさ

せる取り組みが必要です。

トラックでも、労働者不足の現状に変わりはありませんが、労働者を追いやるような自動化政策には反対し、安全・安心の労働環境が必要となっています。

2022年秋から年末にかけての闘争方針は22-23年度運動方針を基本として、次の事項をたたかいます。

II. 冬季一時金闘争

1. 要求額は昨年同期の率・額以上を地方ごとに決定し、要求します。

2. 要求書提出は11月上旬とし、地方ごとにおこないます。

3. 解決目標は11月下旬とします。

4. 各地方はスト権確立の確認をおこない、闘争体制を確立し、中央と連携を図りながらストライキを含む有効な戦術を行使してたたかいます。

III. 労働条件の引き上げ

2022年度は、次に掲げる要求項目(具体的な内容については、2022年運動方針(案)に記載)をまだ獲得していない地方・支部は最優先課題として交渉をすすめます。

1. 労働時間短縮

① 労働時間短縮

- ・ 8・7・45体制を順守し、年間1、800労働時間を基本とします。
- ・ 8・7・45体制を順守できるように常用労働者の補充に取り組みます。
- ② 休日休暇について
- ・ すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制の導入を求めます。
- ・ 「国民の祝日」及び「モーデー」(5月

1日)、「山の日」を休日とします。
・ 12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。
③ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について

- ・ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。
- ・ 年末年始の特別有給休日出勤者には日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

・ 港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外算定基礎分母を149時間とし、その他の港湾、職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。

・ 法定割増賃金率は「働き方改革関連法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりますが、引き上げされる割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を与えることで長時間労働の抑制を図ります。

2. 定年(雇用)延長・退職者の補充
原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を求めます。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを目指し、基本的には65歳以上の定年に反対しま

す。

3. 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年1、600万円以上、勤続35年2、000万円以上、勤続40年3、400万円以上、勤続45年4、800万円以上を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。

4. 労災企業補償の引き上げ
死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。また、頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区(港)単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すことを求めます。

5. 労働協約の締結
(1) 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。

(2) 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

(3) 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。
中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 労働環境整備のための取り組みと政府施策の推進
2022年春闘協定である、「日港協並びに港運元諸社は、政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策を積極的に推進し、」を確実なものとするためにあらゆる行動に取り組みます。

2. 港湾政策に対する取り組み
全国港湾の秋年末中央行動での要求に地方ごとの課題を反映させるよう取り組みとともに、次の政策課題を中心に取り組みます。また、地方ごとに港湾管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

全国港湾の秋年末中央行動での要求に地方ごとの課題を反映させるよう取り組みとともに、次の政策課題を中心に取り組みます。また、地方ごとに港湾管理者、地方整備局、港湾運営会社に申し入れ行動を取り組みます。

(1) 老朽石炭火力発電施設の休・廃止に対する職域・業域の確保を取り組む。
(2) 港頭地区における物流施設やインフラポートに対して、港湾の「職域・業域」として着目し、港湾労働法の全港・全職種適用や港湾運送事業への一般派遣の禁止を「対抗措置・政策措置」としてすすめる。
(3) 職域・業域の確保や港湾労働秩序を守るため、「港湾労政懇談会」の充実・運用を大いに図り、政策課題を「政・労・使」を形成して取り組み。

3. 地区団交権の確立
中央産別協定の全港・全職種適用の要求獲得のためにも、地区団交権の確立を中央・地本と目指します。

3. 地区団交権の確立
中央産別協定の全港・全職種適用の要求獲得のためにも、地区団交権の確立を中央・地本と目指します。

3. 地区団交権の確立
中央産別協定の全港・全職種適用の要求獲得のためにも、地区団交権の確立を中央・地本と目指します。

V. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい
1. 海コン安全運送法(仮称)
海コン安全運送法(仮称)を国内における安全輸送の根幹と位置付け速やかに再上程し、成立させるよう取り組みます。
2. 制度政策要求の取り組み
具体的要求事項に関しては、2022-23年度運動方針にもとづき、秋年末に海コン・トラック・バス合同対策会議を開催します。合同会議で政策要求を取りまとめ、秋年末から23春闘にかけて、各地方本部トラック部会等の開催、地方運輸局及び整備局に対し要請行動をおこないます。

VI. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい
2022-23年度運動方針の労働者ならびに国民的諸課題を基本として取り組みをすすめます。

2022-23年度運動方針の労働者ならびに国民的諸課題を基本として取り組みをすすめます。

VII. 平和と民主主義を護るたたかい

1. 平和憲法を護る運動を積極的に取り組みとともに、第59回護国大会に参加します。

2. 反基地闘争、在日米軍の再編・強化に反対する取り組みを強めます。辺野古新基地建设、高江ヘリパッド建設、オスプレイ配備に反対します。

3. 岸田政権がすすめる平和憲法を改悪するすべての戦争法制に対する反対運動を積極的に取り組むとともに、幅広い結果による国民世論となるよう取り組みます。

VIII. 組織の強化と拡大

1. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

(1) 10月開催予定の教宣部会で、チラシ、桃太郎旗、リーフレット、ポケットティッシュ、組織拡大の手引きなどを検討し、キャンペーングッズの準備をします。
(2) 各地方、支部は組織拡大推進会議を開催し、組織拡大キャンペーン実施計画を作成し、未組織労働者の実態調査をすすめます。

(3) 各地方、支部は労働相談に対応できるよう前段で学習を強化します。

(4) 各地方調査を踏まえた組織部会を開催し、組織拡大キャンペーンの対策をおこないます。
2. 秋年末オルグは2022秋年末闘争並びに2023春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大を重点に、各地方・支部からのオルグ要請を受け、具体的取り組みについては第2回中央執行委員会で確認します。

IX. 2023年春闘の準備について

1. 春闘要求について
(1) 賃金引き上げ要求について
① 第2回中央執行委員会から、要求額、統

年間ストライキ権の確立(案)

規約第24条にもとづき、次の事項について、次期定期全国大会までの年間ストライキ権を確立し、その具体的行使については中央執行委員会に委ねます。

- 1 2022—23年度運動方針の「Ⅲ主な闘争課題とたたかひの基本(春闘、一時金闘争含む)」、「Ⅳ港湾労働者のたたかひ」、「Ⅴ海コン・トラック・バス労働者のたたかひ」の要求を実現するために、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 2 全国大会ならびに中央委員会において採択された諸決議の実施にあたって、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 3 組合員が使用者より不当な扱いを受け、ストライキ権の行使が事態の打開に有効であると中央執行委員会が判断したとき。
- 4 全港湾ならびに全港湾の地方組織が使用者より不当な組織攻撃を受け、ストライキ権の行使によってしか単一組織としての全港湾の団結が維持できないと中央執行委員会が判断したとき。

以上

一してたたかう体制づくりについて検討します。各地方での職場討議を深め、中央執行委員会で検討します。それぞれの地方の意見をまとめ、一律引き上げ要求とその考え方の基本となる傾斜型賃金体系への同率要求を検討します。

②職種別最低賃金については、港湾職種、トラック職種、一般職種とし、正規・非正規を問わずすべての労働者への適用を基本として、中央執行委員会で議論をすすめながら確立できるように取り組みます。

③賃金要求と春闘のたたかひのすすめ方については、12月開催の中央執行委員会で協議し、方針案として決定します。

④産別制度政策要求について
①産別制度政策要求について定期大会後、各地方は直ちに職場討議を行うこととします。

②12月開催の中央執行委員会前に、各地方は産別制度政策要求についての代案を集約し、中央本部に提出することとします。

③産別制度政策要求の骨子を中央執行委員会とまとめ、全国港湾中央執行委員会に提案します。

④12月開催の全国港湾中央執行委員会に提案される23春闘制度要求案を全港湾春闘方針に添付し配布するので、各地方は地方春闘討論集会などで討議を行うこととします。

⑤全港湾の各地方での職場討議と中央委員会に決定した産別要求案をもとに全国港湾制度政策要求討議に臨みますが、最終的には全国港湾で決定された要求をもとに産別春闘をたたかうこととします。

2. 23春闘準備の日程について
(1) 中央執行委員会を12月5日～6日(予定)に開催し、春闘方針案について討議・決定します。港湾労働春闘方針特集号と第44回中央委員会議案書については、12月中旬に各地方に届くよう努力します。

(2) 各地方は1月上旬から第44回中央委員会までの期間で、春闘要求の機関討議をすすめることとします。

(3) 第44回中央委員会は1月31日から2月1日に開催します。

(4) 全国港湾は2月7日から8日の第15回中央委員会で春闘方針を決定し、2月中旬(未定)を目途に、日港協に対する産別制度要求の要求提出を検討しています。

以上

2022・23年度スローガン(案)

- 1 労働者の権利確立、雇用安定、賃金・労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかろう
- 1 新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正しよう
- 1 平和憲法を護り、人権を奪う秘密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さず「戦争法」を廃止しよう
- 1 辺野古新基地建設反対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない沖縄・日本を取り戻し、憲法9条にもとづき、対話による外交で世界の平和を確立しよう
- 1 原発再稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの活用と環境保護を取り組もう
- 1 企業の枠を越えた産業別運動を強化し、地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかおう
- 1 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織の強化拡大を勝ち取ろう

以上